

令和4年3月

## 中札内村議会定例会会議録

令和4年3月11日（金曜日）

### ◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

### ◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課長補佐	渡辺大輔君	総務課参事	山澤康宏君

### ◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 柴田翔太郎君

◎議事日程

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議会運営委員会の報告                     |
| 日程第2 | 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議 |
| 日程第3 | 一般質問                           |

### ◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年3月中札内村議会定例会を再開いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

### ◎日程第1 議会運営委員会の報告

- 議長（中井康雄君） 日程第1、議会運営委員会の報告を求めます。  
追加事件に係る議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。  
委員長の報告を求めます。  
宮部議会運営委員会委員長。  
(宮部修一議会運営委員会委員長登壇)
- 議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。  
それでは、議会運営委員会の結果について、ご報告いたします。  
本定例会での決議案1件、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議の追加について、8日の本会議終了後、議会運営委員会を開催し、協議を行い、議事日程に追加することを決定いたしました。  
追加した決議案1件については、本日の一般質問の前にお問い合わせいたします。  
以上、協議内容についてのご報告といたします。
- 議長（中井康雄君） 報告が終わりました。  
お諮りします。  
議会運営委員会委員長の報告のとおり、決議案1件、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議については、一般質問の前に決議案第1号として審議することとしたいと思っております。  
このことについて、異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、追加の決議案1件は、決議案第1号として、一般質問の前に審議することに決定しました。

### ◎日程第2 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

- 議長（中井康雄君） 日程第2、決議案第1号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議を議題といたします。  
お諮りします。  
この決議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。

このことに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

決議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

決議案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

決議案第1号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議を採決いたします。

この決議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 一般質問

○議長(中井康雄君) 日程第3、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解にお願いしたいと思います。

それでは、順次質問を許します。

通告順により、最初に、5番北嶋議員。

○5番(北嶋信昭君) それでは、許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

村の災害対応について、伺いたいと思います。

昨年12月1日、4市町村に前例のない暴風がありました。

農村地区では、ビニールハウス、車庫のシャッター、屋根、壁、牛舎、住宅など、市街地区でも商業施設の屋根、壁、車庫、物置、住宅と想定外の暴風被害がありました。

他にも、大木が倒れ道路を塞ぎ、通行止めになったり、多くの暴風被害がありました。

同じく強風で被害に遭った他市町村と比べると、中札内村は甚大な被害であり、農村地区での被害額は6億円とも言われております。

そこで伺います。

村道は3日間も通行止め、一部の公共施設では2週間も利用できませんでした。

村として、今回のような甚大な被害のあった災害には、どのように対策をしているのか伺います。

2問目、他町村とは比べられないぐらいの被害が大きかったにもかかわらず、なぜ見舞金で済ませたのか。

中札内村独自で災害特別復興助成金、これは仮名ですけども、みたいなものを、村独自で

考えられなかったのか。

これからも大災害があった場合も、見舞金という、冷たく、少ないお金で済ませるのか伺いたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 答弁願います。

森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 村の災害対応に関する質問にお答えいたします。

まず、1点目の甚大な被害があった災害への対策については、『中札内村地域防災計画』に基づき行動いたします。

災害によって異なりますが、大雨や洪水などの水害については、気象、地象及び水象に関する警報を受けたときには、第一非常配備として、総務課長、防災担当者等が防災拠点である役場庁舎に招集することになり、甚大な被害をもたらす恐れがある場合は、全職員を招集して災害対策本部を設置して、対策を講じることになります。

また、地震については、震度4の地震が発生したときは、第一非常配備として、全課長等及び総務グループが招集することになり、被害状況を把握し、震度6以上の地震が発生したときには、甚大な被害が予想されるので、全職員を招集して災害対策本部を設置して、対策を講じることになります。

災害対策本部が設置された後は、総務対策部、調査施設対策部、救護医療対策部、教育対策部にそれぞれ分かれて災害に対応することになります。

総務対策部は、住民に対して災害広報等や避難場所の周知を行い、調査施設対策部は、農業施設や商工業施設等の被害調査、道路等の災害応急対策及び被害調査、水道施設等の確認などを行います。

救護医療対策部は、災害時要援護者の避難及び救護などを行い、教育対策部は、教育関係団体との連絡調整などを行います。

適時、災害対策本部を開催して、各対策部の状況情報を基に緊急度を見極めて、必要とする対処を講じていくことになります。

12月1日暴風災害において、『まちづくりトーク』で経過説明等を住民に行い、災害対応について住民の皆さまから貴重なご意見やご提言をいただき、役場全職員からも課題等提起してもらい、内部協議により課題検証を行い、防災関連機器の拡充等で新年度予算に一部予算計上させていただいております。

12月1日の災害においては、至らない点については、次年度以降も研究を続け、災害に強い村づくりの強化を目指して実践してまいりたいと考えております。

次に、12月1日暴風による被害に対しての経済的支援については、今回の暴風被害の大きさを考慮し、内部協議を行ってどのような対応ができるか検討いたしました。

火災や風水害の損害賠償保険に加入している住民との公平性を考慮するとともに、迅速な対応を図るため、既存である見舞金を時限的措置として支給対象や支給金額を拡大して、特例災害見舞金として支給いたしました。

国庫補助を受けて都道府県が行う制度として、『被災者生活再建支援制度』があり、近年では、東日本大震災や令和2年7月豪雨などが支援の適用を受けております。

本村において、同様の災害があった場合には、このような制度を活用するとともに、村独自の支援対応ができるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** 災害に対しての対策とか云々は前段にありますけど、このようないろいろ検討していただきながら対処していただくということを理解したいと思います。

今回のことに関して、質問としては、道路通行止めだったり公共施設だったりということが遅れているということ、一つも答弁が入っていないのですけども、いかがなものですかね。

中札内だから道路が遮断されてでも、うちの村は碁盤の目に道路があるので、どこからも通れるのですけども、これが一本道だった場合、こんな3日もこのままなげておけるのかなど。

それから、公共施設に関してもそうです。

新聞にまで載っていたのですけども、2週間も手を付けずに置いていたというのはどうということなのか。

この2点について、再度伺いたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 高島住民課長。

**○住民課長（高島啓至君）** まず私の方から、施設の通路の閉鎖の話をさせていただきたいと思います。

新聞報道であったということなのですが、多分、村の火葬場の話かなと思います。

手を付けずに置いておいたという話をいただいたのですが、いろいろ業者等の調整を含めて、2週間程度かかったということでもあります。

あったものを見て過ごしていたわけではなく、やれるところから手を掛けていって、前の議会でもお伝えしたかと思いますが、土日には手作業で職員が火葬場、墓地の木ですとか、畑に入った木、ここら辺を撤去した後で、業者に依頼をかけて、本数が本数だったものですから、業者の機械で処理をいただいたということでもあります。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 私の方から、今の公共施設の関係もそうなのですが、今回の被害、私が述べなくても、かなりの広範囲に渡って、道路だけでなく、公共施設、公園、至るところで倒木等によって使用ができない状態が起こっていたのは皆さんもご理解いただけたと思います。

それを一気に処理することができるかどうか。

ただし、道路についてはできるだけ早くということは、所管課も考えておりましたし、ただ、人間の手でできることと、業者を入れて重機を使わないとできないことがありましたから。

当時、優先順位的には道路を早急に復旧すべく、基本的にその回復のために、業者さんに発注をして、維持管理業者さんに発注をして、その処理を行っていたのですが、すべての処理を終えるまでにかかなりの時間をどうしても要してしまっただと。

1カ所、2カ所の通行止めの部分であれば、当然すぐに回復はできたのですが、あまりにも広範囲すぎたというところが一つの要因かなと。

それでも、公共施設はかなりの期間閉めていた部分、今、担当課長からも話ありましたが、道路の部分については、根っこから処理することはできませんが、頭のところだけでもはねて、通行ができるようにだとか、そういう処理は施設課の職員も含めてやっておりましたので、そのことが3日間、どうしても費やさざるを得なかったという状況でございます。

あまりにもその数が多かったというのが、一つの要因かなということでございます。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** 二つ目の今意見、答弁しましたけども、この対応をどういう形で、職員とかそういう形の中でやったのか。

この間、十勝毎日新聞社に、災害時停電復旧などということで、北電と協定しましたよね。

以前にもちょっと言ったことあるのですが、中札内にも土木だとか建設だとか運輸会社があるはずなのですよ。

そういうところと話し合いも何もしていないような形の中で、ボツボツやっていったような感じがするのですが、その辺いかがなものでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 一つの業者さんと協議をして、すべてを賄うことは当然のように困難でありました。

ですから、中札内に入ってこれる業者さんについてはお願いをして、いろんところで処理を行っていただきました。

たまたま、北電の電線が切れたことで、そこの復旧作業をやっている業者さんにもすぐに声を掛けて、ほかのところもやらしてもらえないだろうかというお話は随時していていますし、村内の業者さんには、特に道路維持等を行っていただいている業者さんには、手分けをしながらでも順次進めてほしいと。

全く仕事をしていなかったわけではなく、どうしても一遍にそれができなかつた。

これは公共施設周りの倒木の処理についても同様で、十勝管内にあるいろんな業者さんをお願いをしています。

結果として、どうしても優先順位を付けなければならず、どうしても、後手ではないですけど後ろの方に回ってしまった路線も中にはあったかなというふうには思います。

路線というか、公共施設ですね。

今も積んだままになっている部分も一部ありますし、これは雪解けをもって最終的な処理作業も行うということになっていますから、やれる範囲で対応してもらえるところには、すべてというのが当たっているかどうかわかりませんが、できることはやったというふうに思っています。

ただ、そのやり方がもう少し効率的にできなかったかという指摘については、対応の方法はもうちょっと考えられたのではないかと。

そういう点は真摯に受け止めたいというふうに思っているところであります。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** 今、副村長の言う後者の方が、大体そういうことでないかと。

今、理事者側から言わせると、頑張ってきたのだから、これ以上どうにもならなかったよみたいなこと言うのですが、先ほど言うように、北海道電力との協定と同じように、中札内にも運輸、土建、いろいろな業者がおります。

帯広からうちの村の仕事を結構してもらっている建設会社とかいろいろあるので、やっぱり緊急のときにすぐできるような対応を組んでもらわないと。

今回のように、これで頑張ってきたからこれでということにはならないのですよ。

自分質問しているのは、3日間もなぜって。

これを聞きたいのですよね。

これを今、副村長言うように、いろんな対策の中で頑張ってきたのだろうけども、道路3日も付かないでいるなんていうのは、こんな平らな中札内村に。

処置の仕方によってはできることがいっぱいあるはずなのですよ。

それを行政として、やっぱり早く皆さんに害の与えないような形の中で対応するという、そういう対策をもう一度考えてもらわないと。

平成28年の大雨のときも、上地区で一部被害がありました。

これは上地区一部ですからと言うけども、村全体考えたら小さいかもしれないけど、一部地区においてはものすごい被害があったことも間違いなし、あのときの対応というのは結構早かったように思います。

だけど、今回に関しては、倒木、38号更別境界のときに、パトカーが回転灯を回しておったから、何だと思ってみたら、駐在さんが手ノコで一生懸命道路通れるようになって一生懸命切っているわけです。

自分もそこで一生懸命手伝ったのだけでも。

そういう応急の仕方もあるので。

通行止めということにはならないのですよ、何日も。

東4線の35号のところのカーブのところでは、木が3日倒れていた。

そこに行きますと、職員が車の中で座っていました

ちょっと言葉きつかなかったかもしれないけども、なぜここにあなた方いるのと。

通行止めの標識ぐらい出すことぐらいやりなさいということ、かなり強く言った経過もあります。

今の駐在さんが、木切りしていたことを考えたら、役場の職員は、車に乗っていなかったって、そこで手ノコで車通れるぐらいのことはできたはずなのです。

職員は頑張っていることは認めます。

朝早くから頑張っていたのですけども。

やっぱりそういうちょっとした応急の仕方というのは、もっともっと細かくやれたような気がするのですけども、いかがなものでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 先ほども答弁させていただきましたけれども、ご指摘の点については、当然、今後対応方法について十分、課題検証しながら、対応方法を、職員内部の中でも検討していかなければならないというふうに思います。

その被害の程度の大きさ、言ってみれば、1カ所1カ所を細かく見ていくと、もしかチェーンソー1台、手ノコ1丁あれば、もしかしたら通れるようになったのではとあって、そういった部分が全くなかったかというところまでは、ちょっとお答えはできませんけれども、一つは、そういった装備品の、チェーンソー、手ノコ含めて、変な話ですけど、装備品自体もそう多くはなかったということがありますし、あと、北電の電気の復旧というのは、かなり最重要視されていましたから、そういったところに主力が動いたというところもあるかなというふうに思います。

北電もすべて、電線に絡む部分について、すべて自前でやっているわけではないというふうに言っていましたし、電線が絡んでいる部分について、うちの道路維持作業関係の業者さんも、電線絡んでいる部分については、安易には手を出せないといったような状況も現実的であったかと思えます。

どちらにしても、先ほど、1回目の答弁の中でもお話しましたが、今回の防風災害については、推測することがかなり困難であった災害であったかなというふうに思います。その範囲も含めて。

こんなときこそ、職員が見聞きした、または、村民の皆さんが見た、聞いた、今北嶋議員のご意見もそうですけれども、そういった課題に対して、今後は同一のような災害が起きたときには、どのように対応するかということについては、十分検証していきたいというふうに思いますし、当然、単に備品が少なかつただけでそのことに手を出せなかったとい

う部分があるのであれば、その部分をきちんと補充をしながら、今後、対応していくようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** わかりました。

最後にこんな長々言うこともないのですが、自分の言いたいのは、職員も頑張ったのですが、そこに対して、今言うように、北電の協定したように、土木、建設、運輸業、そういう方に、こういう災害緊急避難時のときに、やはりその人方ともう少し密に話をしながら、朝早くから動けるような形を取るといって、村で一回考えていただいて、それをやっぱり村民に公開しながらやってほしいと思います。

それで、村民の避難訓練は年に3回ぐらいやっているのですが、村民的にはいろんなものに対して知識を持っていると思うのですが、やはりそういうものやっていると、今言うように、職員がチェーンソー持ってなんていうことは自分で言ってないのです。

でもやっている人もいたということも間違いはないのですが。

やはり、今言うように、そういう今のこういう災害時に対応できる職業の方と密にいろんな話をしながら、そういう災害時の避難に対する対応の仕方というのは、村独自でもう一度考えるということに関してはいかがなものでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 村内の土木、運輸関係の業者さんと全く密に取っていなかったということではございません。

十分に密に連携を取りながら、できる部分については、夜間も含めて、危険な部分はちょっと回避しなければなりませんけれども、そういった打ち合わせをしながら復旧に入ったわけでございます。

それでも手が足りなかったという実態があるために、今回のような事態が起きていたというふうに思うわけでございます。

当然、そこに手を出せない業者さんもいたかというふうには思います。

ただ、村としても、そういった業者さんに手伝っていただかないと、当然、対応は困難なわけですから、それは村とそういった業者さんとの間で連携を密にして、実施を行っていたということだけでは、お答えをしておきたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** 村の業者云々という答弁でありましたけれども、朝行って、運輸会社は全然話を聞いておりませんという運輸会社もありました。

ですから、一部であったかもしれないけれども、やっぱりその辺を徹底してやっていかないと。

これはこのままでいくと、本当に、今ここに水が流れているのどうしようといったら、会議開いていろいろ考えるというのは、もう手遅れなのですよ。

だから、始まった時点の中で、やはりすぐ開始をしていただくと。

先ほども言うように、中札内平坦なところで、よっぽどのことない限りは大丈夫だと思うのですが、ただ、自分も75年生きています中において、これだけの風とこれだけの被害があったことないから、これからは、それ以上の想定外に来たときに、村としてはそれなりのものを、対処の仕方を考えていかないと、これ以上の被害があるのではないかと、そういうふうに想定することで質問しているわけです。

これだけやっぱりあれしてください。

北電と協定したように、ほかのそういう災害に関する関連の業者さんと、やっぱり連携

を取りながら、災害時には瞬時動けるような形の中の対策というのを考えていただけることではいかがなものでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 実際にはその災害協定という部分につきましては、村内であれば、建設業協会さんと協定を当然結んでいますし、ただ、いろんなリース会社と協定を結んでいたり、いろんなところで災害協定は結んでいます。

ただ、課題の中にもありましたけど、その災害協定によって、どういう連絡体制でどういう運営の仕方をすれば最大効果的な対応ができるのかということまでは踏み込んではいないというのが実態ですので、その辺は実態に即した形の運用方法を、それぞれ協定先とも十分今後詰めていきたいなというふうに思います。

それは建設関係だけではなくですけれども。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** この問題に対してそんなに言う必要もないのですが、それだけのことをしっかり、村でもう一度検討をしていただいて、災害時には即対応でき、この小さい村の中で3日も道路が付かなかったとか、そんな話は今後ないように進めていくことで、今後そういう取組みを、公開できるものなら公開できるような形の中の災害時のものを、村として考えていただけることで、終わらせていただきたいと思います。

次に、見舞金の話です。

屋根が飛んだ云々で、これ、農業関係だけで6億円ですよ。約、被害が。

村で見積った金額だから間違いないと思うのですけれども。

農家、今、戸数が百四十数戸あって、被害のないのは本当の数戸だけなのですよ。

そうすると、大体420万円ぐらいの農家1戸の被害が出ているということも間違いないわけですよ。

それから、街の中においても、ここにも書いてありますけども、いろんな施設の屋根が飛んだ、小さい車庫がつぶれた、それからいろんなものがあつたのですけども、これ、見舞金だけで済ませているのですけども、この見舞金の最初に見積った金が1,300万円だったのですよ。

ところが、最後には、67戸の330万円しかないのですけども、この1,300万円というのはどこで組んでどういう形の中で出てきたのか。

ちょっとこの辺を知らせていただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 高島住民課長。

**○住民課長（高島啓至君）** 条例改正とともに補正予算ということで、1月の臨時会で組ませていただいた関係です。

この数字につきましては、12月段階で決めておりますもので、中札内村農協と商工会の方からいただいた被害件数という、件数だけをもとにして、それにプラスアルファ一般住宅という考え方で想定して件数を計上しております。

実際のところ、これは後の話になりますけども、農業者については298件の被害があつたと。商工業者は43件の被害があつたということでしたが、当初、12月の段階では、農業被害については140件程度であろうと。商工関係については30件程度であろう。

一般住宅の被害については330件程度、合計して500件。

この予算を、想定の中で多少大きめに組ませていただいたという状況であります。

実態を確認してからの補正予算でなかったために、実情と大きな差が出てしまったということでございます。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） いろんな査定の中で出て、実際は67戸、330万円ですか。

これで済んでいるわけですよね。

ここで見舞金で済ませたというこの理由。

これをどういうふうに済ませたのかといえば、最終的にいくら被害があっても見舞金で済ますと。

こういう仕方は、自分としてはものすごく冷たいなと感じるのですが、中札内でこれ以上の今まで被害というのはなかったはずなのですよ。

ここで、6億円もある中に、6億円は全部、これは農業関係ですけども。

商工関係含めるとまだまだ大きな被害があるのですが、これ、村として、帯広、それから更別、芽室、中札内の中に、被害というのが平等だって考えていることがあるのですかね。

中札内は特別だって考えたことはないのですかね、村として。

それをちょっとお聞きします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 他市町村との状況ですけども、農業被害についてだけ、私の方からちょっと説明をさせていただければなというふうに思います。

それぞれ集計の仕方も異なります。捉え方も異なりますので、全く同じ分母で統計の方が出されているわけではないのですが、中札内の場合、今回、農家被害は138戸のうち132戸が被害があったと。

細かな部分もすべて入れると、359件の被害がありますし、ビニールハウスですとかそういった営農施設ということになれば298ということになります。

この状況ですけども、例えば、隣の更別であれば、細かなところは、正直更別村も把握できていなかった状況です。

更別村としても、被害は、農家戸数210戸のうち194戸が被害を受けているということですので、割合からすると、本村と同じように、更別もそれなりの被害があったのかなというふうに、ちょっと推測しているところです。

また、芽室町については、分母の全体農家戸数は、ちょっとうちの方でも把握はしていませんが、被害戸数として162戸の農家の被害があったということで、261棟、営農施設ですけども、261棟の被害が今回あったということで、それぞれ状況を把握しているところでございます。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、農業関係の施設については、今、産業課長の方から答弁があったとおり、ただ、実際その被害を受けたところを見に行っているわけでもちょっとありませんから、ほかの市町村とどのように比べるのかという問題だというふうに思います。

戸数的には、そういう情報を得ていて、今朝の道新にも、帯広の被害戸数と12月の防風被害の被害戸数等も出ていましたけれども、戸数的には、そこに記載されているとおりでというふうには思います。

ただ、被害額という部分でいけば、1件1件具体的な調査をしたことは変わりありませんけれども、基本的にそれを直すためにこれだけの金額が掛かってという、そういう算定の方法では、もともとありませんので。

6億円というふうに出ているうちの金額は、ほかの町村に当たるとどの程度だというのは一切出ていないわけです。うちぐらいしか。

結果としてそれが被害を大きく、報道されているものになっているのかなというふうに思います。

あくまでも基準的な再建築すれば、これだけの費用がかかるということをもとに、6億円という数字は出ていますから、具体的な、実際1件1件を算定して、被害額を算出したものでは、基本的にはないというふうに思っています。

ただ、そういう被害を受けているというところがございますから、私たち、見舞金という形で出しましたけれども、見舞金という形が冷たいかどうかは別として、うちの条例上で決めているその災害見舞金という制度を拡充することで、言ってみれば、いち早くその支給をすることは可能であろうと。

これが実態に合わせた支援助成とかという形になると、当然、1件1件のその被害状況を把握した上でないと、不公平感がやっぱり出てきますので、そういう面では、この災害見舞金という条例を特例的に改正をして、支給額を引き上げて対応するというのが、一番理にかなった方法であろうというふうに思っているところでございます。

ただ、この関係については、1回目の答弁の中でもありましたけれども、国の災害救助法だとか、被災者生活再建支援制度、こういったものが適用されるような大規模な災害と国が認定したケースについては、かなり対応の仕方は変わってくるのだらうというふうに思っています。

そういった面で、似たような規模でありながら、うちがその法律に基づく支援制度の対象外ということになれば、回答の最後のところでもお答えをさせていただきましたけれども、基本的にそういうときには、村としてもどういう対応ができるかというのは、十分考えておかなければならないかなというふうに思っているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** いろいろ考えてくれているのだらうと思いますけども、これ、4市町村の中で、自分が全部歩いてみました。

更別も芽室も、それから戸蔭地区ですか。

戸蔭地区、それから、芽室の美生地区、これ一部、かなり中札内以上のところもありましたし、中札内ぐらいのところもありました。

戸数にすると、芽室、それから帯広市は、中札内から見ると戸数的にも少ないです。

中札内は、本当に全体、街農村関係なく全体にこういうふうに被害を受けたときに、ここに書きましたけど、災害特別復興助成、これ名前はこうなるかどうかわからないけども、中札内として、なぜこういうことを考えられなかったのか。

今言うように、いろんな支援とかそういうのはあると思うのですが、今回は特別であるはずなのですよ。

これをやっぱり何らかの形の中で、今、副村長、時間もかかるし云々、不公平出ると言うけども、時間掛けたっていいのですよ。

こういうときこそ、中札内の村の温かさを見せてほしいのですけどもね。

何か冷たい見舞金で済ませる。

不平等が云々、そんなことではないのですよ。

これだけの被害、中札内はほかの町村と違うのですよということを言っているはずなのですけども。

政治家の先生にも、国の方をお願いをしてくれ、道の方をお願いしてほしい、振興局の方にもお願いしてほしい、一応お願いをいたしました。

そうすると、ある国会議員の先生は、テレビの一般質問の中で、このことを堂々と行って

くれて、何とか災害に支援金を出してくれという話までしてくれました。

それから、十勝振興局に行った人は、もう首長同士で話が進んで終わっておりますよというので、話してくれなかったそうです。

中札内はなんで他市町村と話を合わせて見舞金だけで済ませるのか。

なぜ特別、中札内として考えられなかったか。

その辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** ただいまの質問にお答えいたします。

他町村と話を合わせて何もしないかのようなご質問については、明確に否定させていただきたいと思います。

それと、見舞金だけで済ませたという言い方を先ほどからされています。

中札内村独自の支援はできなかったのかというお話です。

今回、見舞金の支援対象を広げたり、見舞金の支給額を上げたりということは、中札内村独自の対策です。

ただ、名称がこれまでである見舞金という制度を活用したということにすぎません。

ということで、例えば、この見舞金制度を条例改正して、北嶋議員がおっしゃっているような、復興助成金、これ正直言うと難しい面はありますけれども、別の名称にすれば良かったのかというようなお話になってしまうのですよね。

先ほど申し上げましたとおり、この見舞金、なぜ見舞金かという、何かの被害を補償するということにはなかなかならないです。災害において。

これは、先ほども申し上げましたとおり、さまざまな巨大災害、甚大なる災害においても、これは同じなのです。

それはなぜかという、行政が努めるべき役割というのは、住民の福祉を守ることにあります。

健康で最低限の生活を守ることが福祉であり、そこを保障することが行政の役割であります。

なので、その中で、中札内村としてできることは何か。

それは本当に真剣に考えさせていただきました。

既存の制度の見舞金を使ったということが、もしよろしくなかったということであれば、それはちょっと、もうちょっと別の方法あったのかなと思いますけれども、この見舞金条例を拡充したというのは中札内村独自の判断でさせていただいております。

金額の大きい小さいというのは、これについては申しわけありませんが、非常に個人的な価値観に伴う基準になりますので、それについては、冷たいと言われれば冷たいのかもしれないし、もっと多くできなかったかと言われると、できたのかもしれないけれども、ただ、我々が長期的な視点を見た中で、住民の福祉を守るという観点で考えた中で、あの時点でしっかり検討したそういった事業であったというふうに申し上げておきたいなと、ご回答させていただきたいなというふうに考えております。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** 考え方大分違うところもあるのですけれども、やはりうちの村に、基金の中に備荒という欄もあるはずですけども、そういうものも使えなかったのかなという部分もあるし、村として、今話を全体に聞いておりますと、被害はあったけど、そんな甚大というほどでもないみたいな処理の仕方に自分としては聞こえるのだけでも、やはり、もう少し、個人的にそういうものをもう1回検討していただきながら、これ以上の被害起き

たときにはどこまで補償できるのかというものもあると思うのですが、いずれにしても、村民の納得いくような形の中で進めていただきたいと思いますのですが、自分と村との考え方、大分違うところもあるのですが、いずれにしても、これからもいろんなことがあると思うので、そのときは敏速にさせていただいて、やっぱり村に、そういう村民一人ひとりに補償できるような形をもっとつくってほしいなど。

先ほども言いましたけど、28年の大水害のときには、一部のところでした。

一部だったけども、この一部が、畑が全体に水をかかったり、埋まったりして、そして作物採れないところもあったけど、これも見舞金で済ませているのですよね。

そういうことも含めながらいくと、何か村の対応の仕方というのは冷たいところがあるのかなという気が自分はします。

そんなことで、村の考え方、前段の方もそうですし、今回もそうですけども、村として、これで精一杯頑張ったというのなら、それでも仕方ないかもしれないけど、自分としては、もう一度違う形の中の災害というものを検討していただけるという形の中で、村も進めていってほしいと思いますけど、いかがなものでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 基本的には、今回の防風災害においた対応が、限界までできたかというのは、そういった面では今に至っても反省点はいろいろございます。

先ほど、副村長からも繰り返し繰り返し申し上げさせていただいておりますけれども、反省点はいっぱいございます。

それはしっかり今回検証して、今後活かしていきたい。

あとは、とにかく、いわゆる被害に遭われた方の経済的な支援というのは、これは非常に難しい面があって、本当はもっともっとやる方が良かったのか。

そういったことも含めて、今後、住民に寄り添うという観点は全く変わりません。

今回もそれについては、精一杯検討はさせていただきました。

ただ、不十分な点は多々あったというのは、我々も十分認識しておりますし、今後、非常に日本は災害も激甚化していますし頻発化していますし、このようなことがこれから起こることも十分想定されます、同じようなことが。

そういった面で、今回の経験活かしながら、どうすれば住民により寄り添えるような対応ができるのか。

これについてはしっかり取組んでいきたいというのは、北嶋議員がおっしゃっていることと全く同じですし、ただ1点だけ、もう一度繰り返させていただきますけれども、のんびりと構えていたわけではないですし、いろんな方々、関係機関と相談し、話し合い、そして職員が村の隅々に行って、さまざまな状況を確認した中で、優先度を考えながら対応はさせていただいております。

なので、場所によってはどうしても時間掛かったところもあったかと思っておりますけれども、その点についてだけは、至らないところはたくさんありましたけれども、反省することも十分我々ありますけれども、我々十分やったから褒めてくれということを言いたいわけではなくて、優先度を考えながら、どうすれば住民の福祉を守っていけるのか、最低限の暮らしを守っていけるのかということを最優先させながら対応をしてきた。対応した。

その中でさまざまな反省点もあったということでご理解いただきたいなというふうに思っています。

これからもしっかり努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** いろいろ答弁もしていただきましたけども、最終的には同じところもあるんですけども、その内容について考え方というのは違うんですけども、国の制度とか道の制度とかっていうもの以外に、特別災害とかあったときには、中札内独自で考えられるようなシステムも作っていただきたいなど。

そうすることによって、やっぱり村民がいろんな被害あったときに、多少でも助かるような形の中の支援金でもいただければ、皆が助かるか。

そういうふうに思います。

なかなか災害というのは、国でもそうですけども、難しく、支援の仕方も難しいと思うんですけども、言いたいのは、中札内独自のものも考えていただきたいなど。

特別ということになるんですけども。

そういうことも含めながら、今後、いろんな、2点の質問をいたしましたけども、そんなことも今後含めながら、村民と一体となって、やっぱり村民が納得できるような村づくりで頑張っていたきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** ご意見としてよろしいでしょうか。

ご意見としてお伺いしたいと思います。

それでは、時間も大分経ちましたので、11時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

**○議長（中井康雄君）** それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは次に、7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 質問に入る前に、今回、議長よりお許しをいただきましたので、今回、添付資料といたしまして、3枚の写真のコピーを配布させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

なお、写真の一部に、車内から撮影した写真もございますので、若干ちょっとボケたものもありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

境界を示す道路標識カントリーサインの更新について。

市町村の境界を示す中札内村のカントリーサインも、古いものでは、四半世紀の年月を経過し、シンボルマークである「ピータン」も色あせが目立つ看板が多く見受けられます。

村のシンボルマーク「ピータン」は、平成3年3月に公募を経て誕生したわけですが、随所に村の特産品であるタマゴ（顔）・豆（目）・いも（靴）を組み合わせ、かわいらしいひよこが手にスズランを持ち、シルクハットをかぶった基本型のマークをあしらったカントリーサインで、国道・道道・村道の村界に南十勝の入り口である中札内村への来村を迎え入れております。

村も開村75周年を迎え、また、令和4年度中には、日高山脈国立公園も国立公園に昇格となる予定であり、今後、村への来村者が増すことを期待するところであります。

現状は、2年以上に及ぶコロナ禍の影響で、人の移動も減少しておりますが、アフターコロナを見据え、再度、村への来村者が増えることを期待するとともに、対外的なアピールに寄与する一つの方策として、古くなったカントリーサインの更新、デザインのリニューアル

を図るべきと考えますが、理事者側の考えを伺います。

**○議長（中井康雄君）** 答弁お願いいたします。

森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** カントリーサインの更新、デザインのリニューアルについての質問にお答えいたします。

最初に、シンボルマークの「ピータン」については、平成26年に使用に関する要綱を定めてから今日まで、52件の使用承認申請を受付けており、多くの個人・企業からも親しまれております。

また、議員が先ほど申し上げられましたとおり、平成3年3月に決定後、30年が経過しており、この間、各種イベントで活躍する着ぐるみをはじめ、職員の名札や村が発付する封筒、道の駅のトピアリー、マンホールなどさまざまな用途で利用されており、現行のデザインが浸透及び定着していることを踏まえ、現行のデザインをしっかりと大切に守っていく考えであります。

カントリーサインの更新についてですが、国道については、令和2年度、帯広市と更別村との境界のカントリーサインを更新し、併せて、「日本で最も美しい村」連合統一看板を共架させていただいております。

また、カントリーサインの色褪せ等老朽化が著しいものについては、道道は更新へ向けて道路管理者である北海道への要請、協議を進めてまいります。

村道におけるカントリーサインについても、次年度、本村の特色を表す「農作業ピータン」等の活用も含めて、設置及び更新に向けて検討するとともに、「日本で最も美しい村」連合統一マークを附帯することにも取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** まずはじめに、私がデザインのリニューアルをしてはどうかと申しておりますのは、ピータン以外の全く違うものにしてはどうかということを行っているわけではございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

また、ピータンマークにつきましては、先ほども答弁にもありましたけれども、村民にも30年近く親しまれてきているものでもあり、いろいろなところで使われているわけがございます。

基本となるピータンの形や色などはそのまま、服を着させたりですとか、手に何か物を持ったりですとか、そういったものに変えていってはどうかのかなということで、今回、質問させていただいております。

この質問を出すにあたりまして、2月の初めごろだったと思っておりますけれども、管内のある町で、カントリーサインのデザインを更新したという記事を目にいたしました。

そこで、中札内村のカントリーサインはどのようになっているのかなということをおちょっと気になりまして、普段は車の中からチラッと見る程度しか見ていませんでしたので、もう少しじっくりと見てみようということで、カントリーサイン、国道、道道、村道において、写真を撮りながら見させていただきました。

国道のカントリーサインを最初に見たのですけれども、下に美しい村連合の看板が取り付けられておりまして、上のピータンのマークも多分新しく更新されたのだなというふうに見受けられました。

それで、これは質問を出しても、多分理事者側は更新すると言わないだろうなということであきらめかけたのですけれども、その後、道道やら高規格道路、また、村道の村界のカントリーサインを見て回ったのですけれども、それらのサインについては更新をされてお

りませんでした。

かなり色あせが目立つものも目に入りました。

それで、一度総務課長のところに来て、道道やら村道のカントリーサインはいつごろ設置されたのですかということで、一度お伺いしました。

総務課長、調べていただきましたのですが、もう20年以上前に設置されたもので、当時の資料がもう廃棄されて残っていないということでありました。

その後、課長が、当時設置をされた業者等にも問い掛けていただきまして、そこで業者側から、20年以上はもう経っているよということがわかったという答弁をいただきました。

多分、平成3年に制定がされたので、平成3年から10年の間ぐらいには設置をされたのではないかなというふうに推測いたします。

そうしますと、四半世紀をもう大体超えているのかなということで、今回の質問を出させていただいたところでございます。

何点かこれからお伺いをいたしますけれども、今回、美しい村連合の看板設置につきましては、国道の2カ所のみを設置だと思います。

同じ開発建設部管轄の高規格道路にはなぜ設置をされなかったのかなということが、ちょっと自分としては疑問に思いました。

何か設置できないような決まりがあるのかどうなのか。

その点について、まずお伺いをいたします。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** まず、宮部議員の質問にお答えしたいと思いますが、幸福から中札内の村界、さらには、更別の村界に、美しい村連合の看板を共架いたしました。

この部分につきましては、これまで開発建設部さんの方で付けていただいていたカントリーサインにつきましては、支柱等が細いものでございました。

今回、令和2年にそういった協議も含めて、美しい村連合の看板について、いろいろ協議をしてきております。

その際、その支柱の強度を上げるような形で、風等に耐えられるような形のものに設置しなければ許可できないというような判断がございました。

その辺のところを、開発建設部さんの方で行っていただいて、この看板につきましては、村の方で強化させていただくというような方策を取ってきております。

高規格道路の方につきましては、そこまではまだ至っていないというか、そこまでは協議は進めていないのですけれども、実際に、今の支柱にそれを付けることは非常に厳しいということになります。

よって、同じような形で、支柱を強化をして、強度を上げて付けることであれば可能でありますけれども、今のところ、その部分につきましては、強度していないために、美しい村連合の看板は取り付けられないというような状況にあるところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 支柱の強化が必要だということはわかりました。

しかし、同じ管轄のところであれば、高規格道路あたりも一緒に合わせてやっても良かったのではないのかなというふうに思っているところでございます。

森田村長も議員時代、私ちょうど同じ年に議員ならさせていただいたのですけれども、確か平成27年ごろだったと思いますけれども、議員になって間もなく、一般質問で、カントリーサインを枝豆とピータンを組合わせた新しいシンボルマークにリニューアルしてはど

うかというような質問されたと思います。

私もこの質問を聞いていて、その当時、多分、中札内の枝豆もかなりブランドとして定着してきたころだと思いますので、いい発案だなというふうに私も聞かせていただいた記憶がございます。

村長になられて、今5年近くなると思いますけれども、私はいつか、このカントリーサインの更新やらデザインのリニューアル案が出てくるのかなというふうに期待をして待っていたのですが、なかなか出てこなかったのですが、国道のサインを更新するときに、国道以外のものも含めて、なぜデザインのリニューアルをしなかったのか。

ちょっとその辺、村長のお考えをお聞きしたいなというふうに思うのですが。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 最初の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、枝豆をあしらったカントリーサインということは、質問したことは議員時代にございます。

提案したことございます。

今回、基本的には、村長になって5年経つわけでありましてけれども、今のデザインがすごくやっぱり浸透しているということを改めて村長になって感じている部分がございます。

今、カントリーサインとして採用されているデザインというのが、本当に隅々まで染みわたっております。

ただ、一方で、先ほども答弁の中でお答えさせていただきましたけれども、農作業のピータンであったり、山登りするような恰好のピータンであったり、そういったそのピータンのデザインがほかにもございます。

そういったものをもっと活用してもいいのではないかなということで、先ほど答弁させていただきましたのですけれども、例えば、先ほど宮部議員おっしゃられたとおり、枝豆をあしらったような新しいデザインも採用するという案は、検討する価値はあるかなというふうに、改めて今感じた次第です。

そういった面では、そういったことも含めて検討させていただきたいなと思いますし、結果として、先ほど、最初に答弁させていただいたとおり、農作業をしているような、いわゆる農業全体をイメージさせるようなピータンもあるわけなので、そういったものの活用というのも、村全体のPRとしてはいいのかなというふうに思います。

ちょっとカントリーサインを更新していく段階では、少し検討させていただきたいなというふうに、今考えている次第であります。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 新しいデザインも、農作業のピータンマークだけではなくて、また違ったデザインも検討していきたいということなのですが、国道のカントリーサインについては、令和2年度に更新をされたということで、なかなか国道については、デザインの変更というのは難しいのかなというふうに思うのですが、道道に向けては、今後、答弁の中では、今後、更新へ向けて道路管理者である北海道でありますので、帯広建設管理部かなというふうに思いますけれども、そちらの方へ要請、協議を進めていきたいという答弁でございました。

道の方もなかなか予算的にも厳しいので、要請してもすぐやってくれるかどうかわかりませんが、歩道の草刈り等についても、なかなかやっていただけないということもあるので、すぐにいい返事がもらえるかどうかわかりませんが、写真を見ていただくと、1枚目の右上が道道の更別境のカントリーサインでございます。

その下に、隣村のカントリーサインも写したのですが、たまたま反対側に隣村のどんぐりマークのカントリーサインがあったので写させてもらったのですが、こちらはかなり、最近取替えたのかなというような感じで、看板自体も光っていましたが、裏の止め金具見ても、メッキの色がかなりまだ光っていましたが、取替えてそんなに経っていないのだらうなというふうに見ました。

次のページの左上の写真も道道50号の中戸蔦近辺のサインですけれども、やはりこれあたりも色あせております。

道道の240号においては、意外と付けたのが後だったのかどうかわかりませんが、あまりまだ色があせていないというような状況でございました。

あと、村道におけるカントリーサインについては、次年度、先ほど村長もおっしゃっていましたが、農作業ピータン等の活用も含め、更新へ向けて検討するというふうにあるのですが、何かこの村道の今回のカントリーサインだけをデザインを変えるというのは、はたして統一性がないように思うのですが、その辺どのように感じますか。

**○議長（中井康雄君）** 少しお待ちください。

山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 統一が取れていないところでは確かにおっしゃるとおりという部分あるかなと。

ただ、ピータン自体、基本形に対して、先ほど説明があったように、農作業ピータンだとか柔道やっているピータンだとか山登りのピータンだとか、バリエーションは一応複数ありまして、例えば、そこまで統一見解持っているわけではありませんけれど、例えば、日高山脈方向を向いているようなところに位置するような看板については、そしたらそれは山登りのピータンにしようとか、例えば、畑の中の道道のところに設置するやつについては、農作業のピータンにしようとか、そういったバリエーションを少し付けてもいいのかなと。

ただ、国道や何かのカントリーサインについては、そういうわけにはいきませんので、基本的に、その基本形プラス日本で最も美しい村連合看板を何とか共架、一緒にかけてくれという要請をしていますから、基本形で走ったとしても、村の村道等に付けているやつについては、基本的に村が決めることができますから、そういった面では、そういうバリエーションを使うというのも、方法としてあるのではないかと。

第一義的に日高山脈国立公園化のことも頭に置きながらとなったときに、登山のやつもいいかなというのちょっと発想的にはあるのです。

考え方としては、ピータンのマークを片側に付けるのだったら、真ん中に中札内村のネーム、その反対側には、日本で最も美しい村連合の連合マーク。

連合マークとピータンとに挟まれて村があるみたいなど、いろんなそういうデザインも一つの方法としてはあり得るかなというふうに、今の段階では考えているところです。

ただ、道道については、相手方がどうしてもありますので、それは時間がかかるということもありますから、今の発想で先に進めるとすれば、まずは村道の境界辺りから進めていくというのが一番いいのかなというふうに、順番としては考えているところであります。

宮部議員からありました統一性がなくなるのではないかという点では、ピータンのデザインというところでは確かにそうなので、あまり頻繁に使ってしまうとバラバラのイメージが出てしまいますので、そこはちょっと頭に入れながら、ちょっと検討させてもらいたいというふうに思うところであります。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 村道の方からまず進めていきたいということでございます。

私もいろいろ資料もらっていますので、基本型のほかに4つほど、登山服を着てストックを持ったようなマーク、それから、農作業をしているようなマーク、それから、柔道を着たマーク、あと、法被を着てうちわを持っているまつりのマーク、この4つの図案もあるのですが、今、副村長もおっしゃっていましたように、登山服を着たようなマークあたりというのは、やっぱりいいのかなというふうに自分も思っているのですが、今後、国立公園化によって、また登山客も増えてくるのではないのかなというふうに私も推察しております。

登山口の入り口の町である上札内市街の街灯の下に、色付きのガラスなのかアクリル板なのかわかりませんが、そこに登山服姿のピータンが描かれているのですよね。

あれもいいマークだなというふうに思って見てまいりました。

カントリーサインも国道、高規格道路以外のサインにおきましては、もう四半世紀を超えていると。

そしてまた、開村75年、そして、国立公園化と、一つの節目の年でもあるというふうに思います。

多分、国道と道道については、管理者の方で費用ももって全部付けてくれるのかな。ちょっとその辺わかりませんが、村道のマークについては村が負担ということだと思いますけれども、やはりこういった、一度付けば、多分四半世紀ぐらいいもつというふうに思うのですが、できれば、やるのであれば一斉に交換してはどうなのかなと。

国道あたりについては、変えてまだ何年も経っていないのですが、その辺は村が負担してでも、2枚ぐらいいは交換してもらおうとか。

やるのであれば一斉に交換してしまった方が、私はいいいのではないのかなというふうに思うのですが、その辺はどのように感じますか。

かなり難しいかと思えますけれども。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 国道のカントリーサインにつきましては、開発局の管轄になるのですが、開発局自体も版權を持っております。

両者、本村も持っておりますけれども、そういったような形で、開発局につきましては、このカントリーサインというのは、道内179町村の中の、そういった地域住民の合意形成を得て、そういったような形で各市町村に付けているもので、周知してきているものがありますので、そのキャラクターの変更については、なかなか厳しいということもお話を受けているところでありますので、なかなか変更は厳しいのかなというふうに考えているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 今のご質問で国道の部分のやつはちょっと別として、相手方がありますから。

もし変えるのであれば、一気にドンと変えてしまった方がいいのではないかと。

その辺は、農作業ピータン、登山のピータン、位置的にここについてはこういったピータンにしようかというような協議が整った上で、一気に変えるというのは、依存はないところかなと。

ただ、道道がどのぐらいのタイミングでその協議に乗ってくれるか。

言ってみれば、さっき強度の話が出ていましたから、現行の大きさのままでその看板だけを変えるのであれば、村負担だったら、いやいいですよとってくれるのか。

その辺も協議まだ始めているわけではありませぬので、その協議の経過によっては、変

な話、どんどん後に遅れていく。

道道の協議なり国道の協議が進まないために、もともと単費でやろうとしている村道の部分が、ずっと遅れていくという可能性もあるので、その辺はまず協議開始してみてもかなというふうに考えるところであります。

全く、できれば一遍にやるというのは、同意見かなと。

財源的にも、例えば、豊かな環境等の整備基金を入れて財源を確保した上で、一気にやるというのも不可能ではないかなというふうに思っております。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 国道やら道道については、やっぱり今後の協議によって、いつごろになるか、ちょっと難しい点もあるのかなというふうには理解をいたしました。

できれば、村道のカントリーサインが先になっていくのかなというふうに思いますけれども、やはりその後、そういった道道やら等についても、私はある程度統一したマークの方がいいのではないのかなというふうな気もしているところであります。

あと、今回いろいろ見て回って、ちょっと気が付いたことが何点かあるのですけれども、写真を見ていただくと、何枚かの写真、カントリーサインに、この近辺に雑木が生えて枝が被さっているのが何枚かあると思うのですけれども、今、写真撮った段階では冬ですので、葉っぱもそう付いていないので、そんなに大きな支障にはなっていないのですけれども、これで夏場になってくれば、多分、葉っぱがついて、さらにちょっと見づらくなるのかなというようなことも気になりました。

村道であれば、ある程度自分たちでその除去はできると思うのですけれども、道道、国道については、やはり管理者にお願いをするしかないのかなというふうに思うのですけれども、道道あたりは、歩道の草刈り等も自分たちでやってもいいですよということなので、道道あたりぐらいまでは、村で除去ができるのかどうかわかりませんが、その辺やっぱり、国道に関しては、当然管理者にお願いをするしかないでしょうかね。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 道路管理の部分については、これまでも維持管理含めて、国や道に対しても村の方から言っています。

特にそういうカントリーサインだとか、あとは交通安全標識にかかっているだとか、当然そういうことがあれば問題はやっぱりありますので、それは管理者の方にきちんと伝えていきたいというふうに思いますし、ちょっとカントリーサインのところまで国とかがどのぐらい国とか道がどのぐらい判断しているかというのが、ちょっと掴まえてはいないので、こういう実態あるのだけどうですかということ、ちょっと言わせてもらいたいなというふうに思います。

その結果として、数が限られていて、例えば、それをやるのにあと1カ月待ってください、2カ月待ってくださいというふうに言われるのであれば、手を掛けるというのはあり得ない話ではないかな。

ただし、これまでの経過からすると、国道や何かはなかなかそういう行為が渋い可能性もありますので、その辺は協議の中でちょっと話はしてみたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 今後、村の方でもたまに見回っていただいて、そういったものが支障がないかどうか確認をしていただければなというふうに思います。

それともう1点は、村道の38号、戸蔭橋のところなのですけれども、これ広域農道にもなっているのかなというふうに思いますけれども、村のカントリーサインが、現状では

設置がされておりません。

平成28年の台風による大雨によって橋が決壊したときに、何か消失をしてしまったようなのですが、2枚目の右下の写真が戸蔦橋のところの写真なのですが、中札内村から下りていった橋の手前に、帯広市の文字だけの看板があります。

多分、中札内の看板もあるのだろうなというふうに思って反対側行ってみたのですが、なかったということで、大雨のときに消失してしまったのかなというふうに思います。

それで、多分、平成28年の大雨なので、その2年後ぐらいには橋が直って開通したのかなというふうに思いますので、平成30年ぐらいからまた通れるようになったのではないのかなというふうに思うのですが、その後、なぜこのカントリーサインを設置されなかったのか。

その点について、ちょっとお伺いをいたします。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 村道38号、帯広清川との界にピータンの看板が、以前の書類等を見ると、あったような形になっておりました。

ですから、今議員言われるように、平成28年の大雨のときに、橋を直したときに、洪水のときに取れたのかなというふうに予想されるのですが、この辺の部分につきましては、実際に付いていたということも、ちょっと確認ができていなかったということもありますので、この部分につきましては、新年度、予算の中で、取付けに向けて検討していきたいなというふうに考えたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** ちょっと確認が取れていなかったということで、新年度に向けて付けたいということなのですが、ただ、これ村道なので、もし今後、村道のデザイン等を変えていくということになると、次年度に向けて検討していくということになっていたと思うので、すぐにはなかなか付けられないのかなというふうにも思うのですが。

ここの道路を中島方面の道路としては、帯広市側から入ってくる道路、道道が2本とこの村道が1本ということで、メインの道路はこの3本しかないところでございます。

この38号の戸蔦橋の道路というのは、自分が思うには、多分、一番交通量的には多いのかなというふうに見ています。

33号の中戸蔦側の道路よりも、下手をすると、この戸蔦橋渡って真っすぐ入って来る人が結構多いように思います。

そんなんで、ここあたりは村道の看板とするとちょっと小さめの看板になってしまうのですが、やっぱりこれ、コロナ前あたりは結構観光コースといたしましよるか、結構村内回って紫竹ガーデンですか、あの辺行くような観光道路としても結構使われていたのではないかなというふうに思いますので、できれば、村道用のちょっと小さめの看板ではなくて、何かもっと、もう少し大きいような、道道やら国道にも付いているようなもう少し大きいようなカントリーサインにできないのかなというふうに思うのですが、一つだけということにはなかなか難しいのかもしれないけれども、その辺はどうなのでしょうかね。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** あくまでもカントリーサインでありますので、その交通量だとそこを通行する人がどのような方が多いのかということも加味しながら、そこは検討することは可能かなというふうに思います。

ただ、先ほどからデザインの変更というのは、統一的にということも含めて、宮部議員

がおっしゃられているのが、全部一律のマークにするという意味なのか、ちょっとそこが私たちもちょっと掴まえられなくていて、例えば、国道の話もされましたから、国道は基本形のピータン使われていて、令和2年度に更新しています。

そのこのところまで話が踏み込まれたときに、ほかのやつを検討したときに、登山のピータンとかという話になるとバラバラになるから、そしたら国道の部分も全部登山にした方がいいのではないかという意味なのかというところはちょっと。それによっては、国道や何かは、道道はそれは変えることができないという話になると、のっけから村道の方だけ先に変えても、そっちは絶対変わらないという形になってしまうので。

そうすると、どんどん後へずって行くということも考えられるので。

村の方の考え方としては、その場所場所である程度基本形から波及した登山、農作業、そういったものを違うデザインとして捉えるのではなく、そこをできるだけイメージできるようなもので、その場所をイメージできるようなものでやるという点では何も変わりがなくて、登山のピータンの55号、33号は農作業のピータンを使っているとか。

そういったやり方でも可能であれば、村の主たる方針で進めていけば、村道の部分については先行してやっていくことができるかなと。

ということは、今の西戸蔦の戸蔦橋のところについても、村道ということですから、村の財源を使って、村の考え方でその辺はレイアウトとか大きさも、もしかしたら決められるかなというふうに思うところであります。

ちょっとそこだけが判断、お聞きをしてちょっとわからなかった点も、逆に聞いているような感じで大変申しわけないのですが、そういうふうにちょっと受け止めました。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 舌足らずで大変申しわけございません。

自分の考えとしては、できれば本当は国道も道道も村道も、全部一遍にデザインを変えないものかなということでお聞きをしていたのですが、なかなか国道あたりについては、ちょっと更新して何年も経っていないので、ちょっと難しいのかなということもわかるのですが、できれば、全部統一した看板で進めていければ、私は一番いいのかなというふうに、今のところ思っています。

それがなかなか、今後の協議にもよるのしょうけれども、どうやら国道の方を待っていると、村道の方が段々また遅れていくということになるので、ちょっと自分としても、言った割にはちょっと難しいのかなというふうに理解もしているのですが、

自分はちょっと感じているのは、多分、国道においてはなかなかすぐ交換はしてくれないだろうなというふうな想像もつきますので、とりあえず、村の今の考えの中で、村道のカントリーサインからまず手を付けていくしかないのかなというふうな気もしております。

なかなかちょっと質問していても、自分もこんがらがってきていますけれども、基本は全部統一したマークにできればいいなという考えでございます。

あと、今後、国道、道道あたりが難しいという段階で、村道のカントリーサインを先に変えるといった場合に、デザイン的には今ある4つの中から選んだものを使うのか、それともまた公募あたりをかけて、デザイン等を決めていくのか。

その辺は、これからまた検討なのでしょうけれども、何かお考えがありますでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** ちょっと話の方を整理させていただきますと、村の考え方としては、既存のデザインをしっかりと活かしていきたいという考えです。

古くなっているカントリーサインについては、これはきれいに更新していくという考えです。

なので、先ほど申し上げている新しいデザインをというの、ちょっとした遊び心というか、基本形を、これは統一して大切にしていこうという方針は変わらず、場所によってはピンポイント的に違ったデザインを活用して、中札内らしさを演出することができるのではないかと。

そのような考え方で、実は先ほどから我々ちょっと話をさせていただいておりました。

なので、全部、例えば、登山にするとか農業にするとか、場合によって、新しい枝豆をあしらったようなピータンをすとかということではなくて、あくまでも、その場所場所で、ピンポイント的にそういった違ったタイプのピータンを活用して、中札内村らしさを演出できるようなことを検討できるのではないかとということでのちょっとお話をさせていただいた次第です。

なので、メインはやっぱり、今使っている、村民にも対外的にも広く浸透しているピータンのデザインを大切に使うって活用していきたいというような考えでありますので、よろしくお願いたします。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** わかりました。

そしたら、国道と道道については基本型を変えないということで理解してよろしいのですね。

村道においては、遊び心も入れながら、また違ったデザインも検討していきたいということでもよろしいのですね。

その村道のカントリーサインについては、どのようなデザイン、また今後、協議をされていくと思うのですが、今ある4パターンの中から、何か、いろんなパターンが、広報に使う場合もあるのかもしれませんが、新たに公募をして何かデザインを募るとか、そういった考えは持っておられるのでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 特に現時点ではそういった考えはございません。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** わかりました。

村内の中にも、デザイナーといいたまいますか、企業のパッケージ等をデザインするような方々も、そんなにたくさんいませんけど、おられるのかなというふうに思うのですが、もしそういった公募ではなくて、現状のパターンの中から選ぶのであればいいのですが、それ以外のまた考えがあるのであれば、そういったデザイナーの方々のご意見も聞いてもいいのではないのかなというような気もするのですが。

その辺どうでしょうかね。

これも今後の検討になってくるのかもしれませんがね。

この辺、そういった村内のデザイナーの方の考えをいただくというような考えはありますか。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 中札内村内、何人かのデザイナーの方いらっしゃいます。

かなり中札内村のピータンのグッズというのをご覧いただくとわかると思うのですが、デザイナーによって、かなり色というのは違います。

そういった面では、基本的にはピータンの今のデザインを大切にしつつ、さまざまな関

連グッズ、例えば、LINEのスタンプなんかはまた全然違ったイメージのピータンですし、僕、このバッジ付けていますけど、このバッジのピータンもまた全然違った感じのイメージですし、道の駅で売っている観光協会販売しているピータンのぬいぐるみもまた全然違った感じです。

そういった面で、そういった関連グッズ等々をうまく二次的に活用しながら、中札内村のピータンをいろんな場面で知っていただけるような、そういった取組みはしてまいりたいなというふうに思っております。

基本的に、今のピータンの基本デザインはしっかり活かす中で、もしかすると、何か新たなアイデアを頂戴するというようなことが、必要性があれば、村内のデザイナーの方にご意見賜るようなこともあろうかなと思うのですけれども、かなりやっぱり、ピータン像がかなり変わってしまいますので、そういった面で、いろんな可能性も含めながら検討してまいりたいなというふうに思っています。

今日は、現在のピータンのデザインをしっかり守っていくというような考えは、これは基本線としては変わらないということでもちょっとご理解いただければなというふうに考えております。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 国道、道道については基本型でいくということで理解をいたしました。

あと、道道の今のカントリーサインについては、かなり色あせもしてきていますので、今後、また協議をされて、早いうちに基本型のマークで更新をしていただきたいなというふうに思います。

それにまた、美しい村連合の看板も一緒に載るのかなというふうに思いますけれども、その辺の協議を進めていただきたいなというふうに思います。

あと、村道のカントリーサインにつきましては、いろいろな今後検討されて、新たなデザイン等も考えるのか、今あるパターンの中から選ぶのかわかりませんが、その辺の更新に向けても進めていただければなというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** 次、大和田議員にいきたいのですけれども、ちょっと時間的に中途半端になろうかなと思いますので、ここでお昼の休憩を取りたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

**○議長（中井康雄君）** それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、一般質問を続けてまいりたいと思います。

次に、4番大和田議員、お願いいたします。

**○4番（大和田彰子君）** それでは、質問をさせていただきます。

中札内村第6期障がい福祉計画についてお聞きいたします。

本村では、令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画が策定されております。

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度を問わず、障がいのある方が必要とする福祉サービスや支援を受けながら、自立と社会参加の実現が図れるよう、そして住み慣れた地域で暮らせることを基本理念としております。

そのための体制整備として、総合的な相談窓口「中札内村基幹相談支援センター」が設置されております。

幼少期、学童期から大人になるまで一貫した援助や相談などを行うほか、引きこもりの方も見守り支援をしていくとの内容になっております。

また、就労支援や障がい者の生活を地域全体で支えていく体制整備についてもあげられております。

障がいがあっても地域の中で暮らしていける体制づくりは大変重要であると感じております。

そこで次の点についてお伺いします。

1つ目、障がい福祉計画を読みますと、村内では一定数の障がい者がいらっしゃいますが、それ以外に障がい者手帳までには至っていない方や、引きこもりの方については把握されているのかお伺いします。

2つ目、村内事業所における障がい者の雇用状況、就労継続支援A型、B型と、中札内役場における障がい者の雇用状況をお伺いします。

3点目、障がい者の日中における活動やその家族の負担軽減、親同士の交流の場などを目的とし、サロンのように利用できるような地域活動拠点が本村にはなく、帯広まで通っている方がいるのが現状です。

今後、中札内村にもこのような拠点が必要と思いますが、村はどのように考えられているのかお伺いします。

4点目、総合的な窓口として、平成26年に「基幹相談支援センター」を設置しましたが、現在までどのような活動や相談を受けたのか、その概要をお伺いします。

また障がい者施設を運営している「ポロシリ福祉会」とも連携していくのが望ましいと考えますが、現在、どのような状況なのかお伺いいたします。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 中札内村第6期障がい福祉計画について、それぞれの項目ごとにお答えいたします。

はじめに、1点目の障がい者手帳を取得していない方やひきこもり状態の方の把握状況についてですが、まず、障がい者手帳をお持ちでない方で、医療費が1割負担となる自立支援医療受給者証の手続きをし、精神科へ通院している方が33名いるほか、障害福祉サービスを利用されている方が6名おります。

なお、障害者手帳の種類には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳があり、村において手帳をお持ちの方は、重複している分を含め、2月末現在で258名となっております。

次に、引きこもりの方の状況であります。成人及び高齢者につきましては、把握している引きこもりの方が3名おり、民生委員やケアマネジャー、保健師と連携をとりながら、家庭訪問や生活保護への支援などを行っているところであります。

しかしながら、支援を必要とするひきこもり状態の方をすべて把握できている状況ではありませんので、今後も民生児童委員や福祉関係機関等と情報共有を図りながら、広報等により相談窓口の周知等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の村内事業所における障がい者の雇用状況等についてであります。村内の

就労継続支援事業所は、A型及びB型の事業所が各1カ所ずつあり、村において支援費の支給決定をした上で通所していただくことになっております。

A型事業所につきましては、7名の方が事業所と雇用契約を結び通所されております。

B型事業所につきましては、雇用契約を結ばず福祉的就労により作業工賃が支払われる形態となっており、2名の方が通所されております。

役場における障害者雇用の状況につきましては、現在1名となっております。

次に、3点目の障がい者の日中における活動や交流の場としての地域活動拠点についての考え方ですが、現在、障がい者ご本人の利用及び家族の負担軽減などが必要な場合は、村外の障がい福祉サービスを紹介し、利用に向けての支援を行っております。

村内における交流や活動の拠点につきましては、まずは相談や訪問の場面を通して、個々の課題に対応する支援を重視し、優先して取組んでいきたいと考えております。

その中で、障がいを持つ方やご家族の方から、課題やニーズを把握するとともに、他の町村や民間の支援団体の拠点づくりの活動状況などを情報収集して、村における必要性を研究してまいりたいと考えております。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や子どもが、地域で暮らしていけるようさまざまな支援を提供できる仕組みとして、「地域生活支援拠点」を市町村へ設置することが求められており、南十勝においては、広域での設置について検討が始まる予定であります。

グループホームへの体験入居や緊急時の受け入れなど、地域の資源を活用しながら構築していけるよう計画的な取組みが進められることとなります。

次に、4点目の「基幹相談支援センター」の活動の概要と障がい者施設を運営する「ポロシリ福祉会」との連携の状況について回答いたします。

基幹相談支援センターにおける活動は、相談業務が中心となっております。

相談内容としましては、A型及びB型就労継続支援事業所への通所やグループホームへの入所相談のほか、対人関係に関する悩みや生活困窮の相談などがあります。

さらに、住民の方以外にも障害福祉サービス事業所から、利用者への対応方法などに助言を求められることもあります。

また、今年度は、障害についての理解を深めるため、聴覚障害がある方とのコミュニケーションツールであるUDトークの活用について、住民の方や自立支援協議会の委員を対象に学習会を行いました。

そのほか、村の広報誌において、「福祉のことば」というタイトルで、障害にかかわる内容を掲載するなど、普及啓発に取り組んでいるところであります。

ポロシリ福祉会との連携につきましては、みのり園の相談支援専門員とA型就労継続事業所を利用されていた方の一般就労への移行支援を行ったほか、のぞみ園から自立支援協議会の委員を選出していただき、村の障がい福祉計画策定にご協力をいただいているところであります。

ポロシリ福祉会は、グループホームや就労継続支援事業所の運営のほか、障がい者の方を支援する専門的な知見を持った人材がおられることから、今後、障がい者の生活を地域で支えていくための課題を共有し、地域の中で暮らしていける体制づくりに、連携して取組んでいくことが大変重要であると考えております。

**○議長（中井康雄君）** 4番大和田議員。

**○4番（大和田彰子君）** それでは、1点目からお聞きいたします。

障害者手帳ですね、持っている方々の人数や種類ですね、その辺のことはよくわかりま

した。

ただ、先ほど言った手帳を持っていない方や引きこもっている方については、村との連携やつながりが途切れてしまっているような状態になっておりますので、各地区の民生委員やそういった方々と情報共有はとてもこれから大事だと思いますし、広報等でも周知していくという内容も書いてありましたけども、そういった方々に対しての相談窓口ありますよというような周知の強化ですね、それに取組んでいただきたいと強く思います。

次に、②番の事業所ですね、雇用状況。

A型事業所は7名の方がいるということと、B型事業所には2名が通所されているというお話を聞きました。

そのほかに、役場での雇用状況は現在1名ということでしたけれども、障がい者の雇用促進に関しては、地方公共団体では職員の人数に対して2.5%の雇用となっております。

現在1名ということでしたので、今後、採用する予定はあるのかをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 1点目のお話の内容ですけれども、引きこもりの方ですとか、実際窓口には相談に来られない方の状況については、なかなか担当課でも把握できない、そんな状況になっています。

議員おっしゃられるように、相談窓口の周知ですとか、広報あるいは民生委員さん等々と連携をしまして、支援が必要な人を把握していけるように努めていきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 障害を持っておられる方の役場としての雇用ですが、これまでも数年に渡って募集を行い、面接もまた、応募があつて面接を行ったケースがございます。

通常なかなか応募がないというのが実態で、応募されたときについても、採用には、面接等を行った結果、採用には至らなかったという状況でございます。

今後も、今はもう会計年度任用職員という制度もありますから、そういった形ででも採用ができないかということも、今後検討していく考えでありますし、採用試験、面接、こういったものも随時取組んでいこうというふうに考えているところであります。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） わかりました。

ちなみに、中札内養護学校では、村内において体験実習をたくさんされております。

それで、卒業後もできれば地元で働けることが理想だということを聞いているのですね。

ただ、何らかの援助が必要な生徒さんなので、やはりそういう方々が住む場所はグループホームなのかなと思っています。

村には3つのグループホームがあります。

新築されたひばり荘、今建設中のかしわ荘、そしてあと女子専用のさくら荘と。

それぞれ定員がありますけれども、養護学校を卒業した生徒が、今後入居できる枠があるものなのかとか、空きが出るものなのかというところが、ちょっと私はわからないものですから、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） グループホームの状況ですけれども、昨年度末、ちょうど1年前ですが、ひばり荘が新築ということ、改築されております。

そのときに、前段、そのひばり荘に1名ほど高等養護の方と連絡を取って、入居の調整をしたというような話も伺っております。

かしわ荘、さくら荘については、今ちょっと調整中のようなではありますが、若干お部屋の枠といますか、出てきそうだという情報は掴んでおります。

ただ、そこに高等養護の方が入れられるかどうかというところまでは、私確認はできておりませんが、今の段階では、多少受け入れの状況に枠があるのではないかなというふうに思っています。

**○議長（中井康雄君）** 4番大和田議員。

**○4番（大和田彰子君）** わかりました。

高等養護学校は、卒業後3年間は、いろいろと学校と生徒がつながって、いろんなフォローができると、就職に関しての相談だとか、そういうのができる制度があるので、先生たちは地元ですと、子どもにとってもいいのですけどねというような話をされてきました。

そのグループホームも必要な生徒さんたちなので、そういう情報も中札内高等養護学校と連携をしながら、そういう障がい者の社会参加の場をぜひ提供して行ってあげてほしいなと思っています。

次に3番目のサロンのような地域活動拠点というのがないという話ですね。

引きこもりの方々の。引きこもりの方は、今、10代から80代までいると言われていた時代です。よく8050問題も取り上げられておりますが、80代の親が50代の子もさんを見ているという。

社会問題にもなっております。

安心して過ごすことができる場所や、社会参加の第一歩となる居場所づくりはとても大切で、本人だけでなく、その家族同士が共有できる場所として必要と考えておりますが、まずは、先ほどの答弁にもありましたように、それぞれの家庭へのサポートや家族支援に力を入れていただけるようお願いしたいと思います。

南十勝における地域生活支援拠点ですか、その設置なのではございますが、今後計画されるようですが、どのような内容になるか、もう少しわかる範囲で教えていただきたいと思っております。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** 3つ目のところではございますが、まず、引きこもりの方の居場所づくりということなのですが、議員もおっしゃられましたように、個々のつながりとか、把握した方たちのお話の中から、どういうものが必要なのか。

うちにとってそういう居場所が身近なところにあった方がいいのか。

ケースを通して検討はしていきたいなというふうに、また、各町村の情報も集めてはいきたいなというふうに思っています。

2つ目の地域生活支援拠点の関係になりますけれども、これは、この設置の趣旨としましては、障がい者の方の重度化ですとか高齢化、親御さんが亡き後を見据えて、主としては居住支援のための機能が大きいかとは思いますが、相談ですとか、グループホームなどに体験してみるですとか、緊急的に受け入れるような体制だとか、専門的な相談を受けられる体制づくりということで、そういう生活を支えるような支援をしていけるような体制をつくっていくというものでございます。

ただ、小さな町村というか、1カ所の町村でグループホームもつくって何もかれもというのは、非常に難しい状況ですので、広域的な取組みがどうかということで検討され始めているところです。

例えば、中札内村はグループホームがございましてけれども、ほかの町村にはないところ

もありますので、そういったものをカバーし合えるような、そんなイメージでございます。

ただ、今ちょっとまだなかなか進んできてはいない状況ですが、2カ月に一度、南十勝のそういう関係者が集まる南十勝生活支援ネットワーク会議というものを実施しておりまして、少しずつその中で、南十勝でどんな形をつくっていったらいいのかの手前の、どういう状況なのかということから意見交換が始まっています。

少し時間がかかるかもしれませんが、少しずつ取組みは進められていくのかなというような認識でございます。

**○議長（中井康雄君）** 4番大和田議員。

**○4番（大和田彰子君）** わかりました。

ぜひ、地域生活支援拠点を楽しみにしております。

今後も障害のある子どもが大人になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようなまちづくりを期待しております。

次に4番目ですが、基幹相談支援センターですね。

どんなことをやっているかというのを、先ほどの説明で大体の活動内容がわかりました。学習会、先日ありました。それ私も行きましたけど、UDトークですか。

聴覚障害の方との会話を、アプリを使って文字化するという方法を実際に見てきましたけれども、そのほかにも、引きこもりの理解を深めるためのセミナーや当事者からの話などを聞くこともとても有効だと思いますので、ぜひそういった講演会等もお願いしたいと思います。

あと、ポロシリ福祉会との連携のことについてもお聞きしますが、私も福祉会について知らないことが多かったので、今回、福祉会の方に行ってお話を聞かせていただいたのですが、さまざまな取組みや活動をとおして福祉を支えていることが改めてわかりました。

その中で、上札内にある事業所の場所についても、中札内の市街地に移し、地域の人とふれあいながら就労できればというような話もされていて、いろいろ課題もあるようでした。

今後、役場といろいろ連携を取りながら、そういった意見交換などもし、より良い福祉のまちづくりを期待しております。

意見で終わるのですが、何かあればお願いします。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** 当事者の方の声などを講演会の企画もということでございましたけれども、先日、UDトークの学習会もさせていただいて、こういう機会大事だなというふうに思ったところです。

具体的に講演会どのようなものを企画できるかどうかというところありますけれども、こういう活動は少しずつ取組んでいきたいなというふうに思っています。

ポロシリ福祉会との連携ですけれども、自立支援協議会、障がい者福祉計画を策定に当たって、メンバーになってくださっている方、ポロシリ福祉会からも出てきていただいておりますし、先ほど言った南十勝生活支援ネットワーク会議の中にも、これは市町村の職員のほかに、事業所の方も参加していただいている、中札内からはみのり園、のぞみ園の職員、高等養護学校の先生も来られていますので、そういう機会も通じて、村内の課題を共有するということもしていきたいなというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** それでは、大和田議員の一般質問を終わらせていただきます。

次に、1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** それでは、質問をさせていただきます。

村における待機児童解消の取組みについてお聞きします。

少子高齢化の進展や核家族化、働き方の多様化などの影響を受け、子育て家庭を取巻く環境は大きく変化しております。

共働き家庭が一般的になり、ひとり親も増加していることから、低年齢の保育園入園や放課後児童クラブの利用希望が多く、多様な保育ニーズの把握に努めるとともに、受入れ体制を整備する必要性については、第7期中札内村まちづくり計画にも記載されるところです。

本村では、平成29年に認可保育所から保育所型認定こども園に移行することで、柔軟な子どもの受入れを行い、また、令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化の対象範囲をさらに拡大し、保育園利用児童全員の保育料・副食費を無償化としており、子育て世帯の経済的負担軽減が図られております。

そのような中、1歳になるお子さんを持つ保護者数名の方から、育児休業が終わるなどの理由で保育園に預けたいが入れないかもしれないという相談を受けたため、福祉課の方にも何度か聞き取りに行かせていただいて、2月9日に総務厚生常任委員会にて、福祉課の方から中札内きらきら保育園での待機児童の発生状況について説明を受けました。

現状について、ある程度ここでご説明させていただきますので、長い質問となりますが、どうぞご容赦ください。

令和2年度は、0歳児の申込みが2名定員超過したため、同室で保育している1歳児の受入れ人数を制限・調整し解消。

令和3年度は、0歳児3名が待機児童となり、令和4年度については、1歳児の申込み定員超過は4名となり、0歳児が実際に入園するまでの期間内で4名が入園できるよう調整をしていただきましたが、そのうち3名は、9月以降退園せざるをえない状況となっております。

また、年度途中で入園希望の問い合わせがあっても、その時点で空きがなければ断っているという状況から、待機児童の人数にはカウントされないものの、隠れ待機児童となっている可能性があります。

保育現場では、コロナ禍等大変な状況の中で、また、保育士の数を調整しながら受入れしてくださっていることだと思います。

そこに関してはとても心より感謝申し上げますけれども、3歳未満児における待機児童発生の状況は、子どもが1歳もしくは最長2歳で終了する育児休業制度と保育園の現在の未満児の定員数、村の近年の出生数からみても、今後数年は続く見込みであり、根本的な解決には至らないと考えます。

保育料全員無償化は、十勝管内でも数少ない画期的な子育て支援策ではありますが、待機児童を生む要因としても影響は大きいと考えられます。

個人的には、未満児の申込みが定員以上あるという、増えるということも想定でき、そのことで待機児童の発生についても、ある程度予測ができたかと考えておまして、全員無償化については、現場の意見など、あとは保育所の状況なども鑑みながら、もう少し慎重に進めるべきではなかったかと思っておりますけれども、村の施策として、全員無償化を今後も継続していく限りは、同時に待機児童解消を進め、働きながら子育てをする保護者を支援できるような対策を講じることが喫緊の課題と考えます。

そこで次の点について伺います。

1点目、令和4年9月で退園予定の待機児童について。

村として何等かの対応をする考えはありますか。

例えば、一時保育事業の利用が考えられますが、月12回という利用回数の制限があり、

利用開始年齢が1歳6カ月からとなっています。

利用可能回数を増やす、利用年齢を1歳まで引き下げるなどの検討は可能でしょうか。

また、保育料は無償ですが、一時保育利用料は有料となっている点について、整合性はどうのように考えられているのかもお聞きします。

2点目、待機児童を解消するための環境整備について。

現在のニーズに合わせるために村が検討している方策はありますか。その内容と取組み状況についてお聞きいたします。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 村における待機児童解消の取組みについて、お答えいたします。

はじめに、令和4年9月で退園予定の待機児童に対する村としての対応の考え方についてであります。

現時点において、待機児童となる児童は、1歳児3名が該当になる予定となっております。

令和2年度以降、0歳児1歳児の定員を超えた入園希望に対しては、保育園内での調整により受入れをしておりますが、令和4年度において、現行の保育体制では、9月以降の受入れが難しい状況となりました。

ここ数年間の村の出生数は、25人前後と横ばいで推移しており、転入児等の可能性も考慮すると、0歳児1歳児の待機児童の発生については、少なくとも数年間は継続する可能性があると考えております。

木村議員がご指摘のとおり、待機児童を持つ保護者の方への対応として、子育て支援センターの一時保育の利用の見直しについて、9月以降の対応が可能かどうかの検討をいたしました。利用回数の制限をなくすことで、就労を理由とした利用が増えてしまった場合に、一時保育の本来の目的でありますリフレッシュのための私的利用や通院など緊急で一時的に保育が必要となった際に、利用できなくなることが想定されます。

また、利用するお子さんの年齢が主に1歳児2歳児であり、保育に手がかかる時期であることから、受け入れのための保育体制の確保が必要となります。

さらに、子育て支援センターは、一時保育以外にも相談業務や保護者同士の交流などの重要な役割を担っており、全体の機能をしっかり維持させる必要があります。

これらの状況を踏まえて、一時保育の利用年齢を引き下げることや利用回数の見直しについて、年度途中での拙速な変更は見合あわせ、管内状況及び来年度から取組み予定の「ファミリーサポート事業」などの子育て支援事業の利用と合わせて、総合的に判断していくことが必要と考えております。

保育料の無償化と一時保育利用料が有料であることの整合性についてですが、子育て支援センターは、家庭で保育をされている世帯を含めた多様な子育て世帯のサポートを目的としており、保育園と適切に役割分担をした中で機能させる必要があります。

このため、一時保育は就労の有無に関わらず、リフレッシュなどの私的な利用もできるようになっており、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とする保育料無料化とは目的を異にしていることから、利用者には一定のご負担をお願いしているところであります。

ご理解いただきたいと思います。

次に、待機児童を解消するための環境整備についてですが、現在の保育園施設では、保育スペース等の保育環境の確保及び保育士等の人員体制の課題により、待機児童となっているお子さんをすべて受け入れることは困難な状況であります。

また、全国的に少子化が進んでいく状況にある中、今後の入園児数の見通しを立てるのは難しいのが実情で、出生数の動向と転入等による保育ニーズの状況を踏まえつつ、長期的な

視点に立った課題解決策を検討していく必要があると考えております。

村の子育て支援施策として、育児休業から職場復帰する方や、就労のために保育を必要とする保護者をどのように支援していくのか、しっかり研究を進めてまいります。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の令和4年9月で退園予定の待機児童の対応についてですが、一時保育の利用回数の見直しや利用年齢の引き下げに関しては、保育体制の確保の必要性などにより、年度途中での変更は見合わせ、管内状況及び来年度から実施予定のファミリーサポート事業などの利用と合わせて、総合的に判断するというご答弁でございました。

管内状況におきましては、十勝管内で村と同様、保育料無償化としている自治体がございますが、現在では、待機児童はいらっしゃらないということで確認をしております。

定員を超える問い合わせ希望があった場合は、一時保育事業とファミリーサポート事業を活用しながら、途中からでも入園できるよう対応されており、その場合は、一時保育利用料、また、ファミリーサポート事業利用料に関しても、利用回数と利用料に関して上限を設け、無料としているということでございました。

保育料の無償化と一時保育利用料が有料であるという村の考え方については、一定理解をいたしましたので、現状の保育園、あとは支援センターの状況を考え、待機児童となるご家庭、また、年度途中での入園希望のあるご家庭に関しましては、ファミリーサポート事業は令和4年度9月から本格運用を目指して準備を進めているというふうに、私の方でも理解はしておりますので、そちらの制度の利用について、丁寧にご説明されるなど、相談に乗っていただけますよう、対応をお願いしたいと思います。

2点目、待機児童を解消するための環境整備について、お伺いいたします。

現在、国においては、保育の受け皿を整備し、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性25歳から44歳の就業率の上昇に対応するよう、令和6年度までには80%の就業率、令和7年度は82%を政府目標としています。

そのために、自治体や民間事業者に対して、さまざまな支援策のメニューを展開しているところです。

村では、少子化対策の一環として、第1子から祝金を支給する、拡充されている出産祝い金制度、また、結婚新生活支援補助事業などが支援策として行われており、こちらの面では、子どもを生みやすい環境づくりに寄与していると思っております。

移住定住促進の面でも、保育環境の整備は大変重要だと考えます。

村の移住促進のパンフレットの子育て支援制度の案内の中でも、すべての園児の保育料無償化については掲載されており、子育て世帯の方に移住先として選んでいただくポイントとしては魅力的であると感じると思います。

第7期まちづくり計画では、宅地分譲造成事業として、令和5年度に調査設計委託、令和6年度には造成工事に係る予算が予定として上げられており、宅地の造成が検討されているとも考えられます。

ときわ野分譲地の購入状況、完売状況を鑑みますと、子育て世帯の方たちがさらに転入してくるということも予想されます。

共働きが一般的になっている現状で、現在、未満児の定員が少ないため、保育園には入れず待機児童となってしまう状況が長く続くということになれば、そういった転入の方の人数や今後の国の動向、村のまちづくり計画の方向性を考えても、本村でも早期に待機児童を解消し、待機児童ゼロを目指した環境整備が不可欠だと考えております。

待機児童解消のための環境整備については、申込状況を見ても、3歳未満児の定員を増やすことが必要となるわけですが、保育スペース等の確保及び保育士等の人員体制が課題であるというご答弁でありました。

そこで、まずは保育スペースの確保について、質問させていただきます。

十勝管内で利用者全員保育料無償化としている自治体では、無償化後に0、1、2歳児の申込みが増えたため、各年齢の定員を増加し、保育園近くにあった地域集会所、未満児、0歳児向けに改修し、対応をしています。

少子化傾向の中でも、3歳未満児の利用が増加傾向であることを受け、一時的にでも利用できる場を確保したというご説明でありました。

そこで、本村において、保育園の改築もしくは増築の検討を考えられないのかお聞きいたします。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 今回のご質問をいただいた中で、最終的にそういう選択肢があるかどうかというのは、当然検討しなければならないというふうには思いました。

ただ、他の方法、つまり場所的条件というか、近郊に帯広市があるということも含めて、例えば、方向性としてそれが可能かどうかというのは検討しなければなりませんけど、例えば、認可保育所については、帯広市だとか音更だとか芽室だとか近隣のある程度大きな自治体でも、ほとんど待機児童が出る出ないすれすれのところだということがあるので、当然、例えば、帯広に通勤されている方で、そちらの方で子どもを預けることができないかだとか、そういったことを検討するのはかなり厳しいというお話でした。

自治体自体も認可保育所についてはかなり満杯状態であるということなのだろうと思います。

ただ、認可外の保育所等については、まだ受入れの可能性はあるというような話もありますし、本当に制度としてそういったものが取り入れることが良いのであれば、方向性としてそれに係る保育料を、例えば、軽減する。

今、本村では無償ですから、例えば、無償も視野に検討するということも考えられないかと。

ただ、待機児童となってしまうという方が、そう都合よくそういったところに通われている方というふうに限らないわけで、その辺はもうちょっと検討する必要があるかなと。

もう一つ、十勝管内でその無償化を実施している自治体については、地理的条件としてそういう状況にないということも、こちらも事前に調べさせていただきましたけど、そうすると当然、町内ですべてを簡潔する。

すべてをではないかもしれませんが、簡潔しようと、動くというのは当たり前のことかなというふうに思いますので、その辺も含めて、ほかにうちの保育園を増築だとか、他に施設を設けるとか、そのための保育士をどう採用するだとか、そういったことも含めて、例えば、来年度の9月までにそのことをけりをつけようとする、かなり偏った調査の方法になってしまうということも含めてありますので、もう少し時間をいただきたいなというふうに思っています。

拡張するだとか増設するだとかということに絞ることなく、制度をこういうふうにつくれば、何とか対応ができるのではないかとということも含めて、研究していきたいなというふうに考えているところであります。

**○議長（中井康雄君）** 1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** ありがとうございます。

前回、総務厚生常任委員会でも話題に上がったのですが、今の支援センターのスペースを、未満児の保育スペースに開放できないかという話題になりました。

その点についてはいかがお考えでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** 支援センターの場所が使えないかどうかということですが、実は、この待機児童のお子さんのことがあってから、結構内部でもすごく検討をして、いろんなスペース使えないだろうかということも検討してまいりました。

もちろん、支援センターについても検討はしたところですが、やはりもともと支援センターには支援センターの目的という役割があって、保育園に近いところであって、保育園にすぐ移っていけるというような、もともとの役割ですとか事業ですとかっていうことを考えると、少し支援センターを保育室に変更するということはどうなのだろうかということで、ちょっと難しいのではないかとこのように判断しているところです。

ただ、この間に、いろいろな方法ないだろうかということで、保育園の内部のスペースの使い方は検討してきましたけれども、今言った、先ほどお答えしたような結果というふうになっております。

**○議長（中井康雄君）** 1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** わかりました。

保育スペースの確保については、先ほどの副村長のご説明も含めて、検討していただいているということですので、そのまま引き続きご検討いただければと思います。

次に、保育士の人員体制について、質問させていただきます。

保育士不足というのは全国的にも深刻な問題になっておりまして、いろいろ調べたところ、5つの取組みが考えられるかなと考えているのですが、まず、求人方法の工夫について、お話をさせていただければと思います。

そこでちょっとまず確認したいのが、令和4年度採用の会計年度任用職員については、村の広報2月号でも若干名の募集の掲載がございました。

昨年12月から2月28日までの期限で、ハローワークでの求人票も確認しました。

4人の採用人数で求人票が出ていたのですが、3月8日に行われました一般会計補正予算審議でも、年間通じての応募がなく、採用がなかったため、中札内保育園費における会計年度任用職員人件費について、減額補正がされたところで、まだ引き続き求人されているのかなと思って、10日に確認したところ、インターネット上では、ハローワークの求人表がなくなっていて、村のホームページからも募集の案内がされていたかと思うのですが、そこにも記載がなかったため、これはもうすでに採用が4名の方決まったということなのか。

現額補正が可決されたため、予算上募集ができないということなのか。

その辺について、まず確認させてください。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** 会計年度の保育士さんの関係ですが、一応、会計年度ですので、3月末までの採用ということを見込んでいましたので、募集の方は一旦取り上げているのかと思います。

改めて、4年度以降、募集を掛けていくような形にはなっていますが、少し応募というか、次年度働きたいというような方もいらっしゃると思いますので、面接等は進めているところです。

**○議長（中井康雄君）** 1番木村議員。

○1番(木村優子君) 実際、正職員と会計年度職員の方は、今現在では何名ほど不足というふうに捉えられているのでしょうか。

○議長(中井康雄君) 山崎副村長。

○副村長(山崎恵司君) 正職員も含めてというお話でしたので、今、3月末での退職者も出ていることから、令和4年度当初における正職員の保育士については、もともと9名いたところが、現実的には、令和3年度8名でしたから。それに退職者が加わって、新年度新規採用が2名、結果的にもう1名退職が出たために、9名に対して8名の状況、つまり1名足りないという状況になっています。

会計年度任用職員は、恒常的に2名から3名、2名程度足りない状況がずっと続いていますので、そんな中でも保育を何とかやりくりの中でやっていったという状況なので、現行でもまだ足りない状況は続いているということでございます。若干名は。

○議長(中井康雄君) 1番木村議員。

○1番(木村優子君) わかりました。

若干名足りないままの状況が続いているということですが、正職員の方は、町村会を通じての募集、もしくは村独自で募集することもあるというふう聞いておまして、その部分は、総務課の方で担当されているということで、会計年度任用職員に関しては、所管課が募集をかけるという形になっているというふう聞いていますので、今取組まれている求人といいますか、募集方法についてお聞きします。

○議長(中井康雄君) 山崎副村長。

○副村長(山崎恵司君) 正職員につきましては、今、木村議員おっしゃられた町村会を通じて、前期と後期に分けて募集をして、募集した結果で適正検査等を町村会で行って、そこでは足切りをせず、直接希望する町村に対して面接を。

そういう流れになっています。

単独で保育士を募集するケースについては、単独ですから、ハローワーク及びホームページ、新聞、SNSでも発信したりもしていますが、そういった形で、今中札内で保育士募集していますよという情報を外に流して、試験を実施するという形を取っているところです。

会計年度の部分については、先ほど課長の方から話があったとおり、ハローワーク、SNS、ホームページ、新聞、報道のところはやっていないかわからないですけど、会計年度任用職員も同等の内容で募集をしているということでございます。募集方法については。

○議長(中井康雄君) 申しわけございません。

途中なので、休憩をしたいと思いますので、お願いいたします。

2時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長(中井康雄君) それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

1番木村議員。

○1番(木村優子君) 求人方法について、ご答弁いただいております。

ハローワークやホームページ、新聞やSNS等で求人の案内を出して、その方たちから

の応募を待つ面接を行ってという流れだということでした。

保育士確保については、どこの自治体もかなり苦心をされているところでして、求人案内を出して、後は待っているというだけでは、なかなか保育士を確保するというのは難しいという印象で、今一步踏み込んだ積極的な取り組みが必要ではないのかなと考えるところです。

厚生労働省が令和2年8月24日に発行しました保育士の現状と主な取り組みという資料があるのですが、そこでは、養成校、短大ですとか専門学校ですとか大学で学んだ学生さんが、保育職への就職を目指すことを決めた時期というのは、8割以上は大学等の養成校に入学する前、もしくは入学する段階で、1割弱の方は、最終学年時ということで、ほとんどの方が入学する前にはその職を希望して決めているというデータがあります。

また、学生の保育職への就職に向けた活動として、約8割は所属学校にある求人票及び就職資料を閲覧して、7割の方はインターネットにより園の情報収集を行っている。

2番目に、約1割弱はハローワークの求人票を閲覧、1割の学生は人材紹介会社への登録を行っている。

5割の方は、就職フェアや合同説明会に参加したり、約7割弱の学生さんは、希望する園であるとか法人の説明会や園の見学会に参加をされているという統計が出ております。

これらの結果から、もし村がさらに取り組むべき方法があるとするならば、案内は大学や短大、専門学校に出してはいるとは思いますが、高校などの進路指導室でも保育園での求人情報や、就学における、例えば、奨学金制度、今、北海道とか国でも就学の際の支援金というのを出している奨学金の制度がありますので、そういったものも紹介しながら、村の例えば保育園についての情報を一緒にPRするでありますとか、あとは、インターネットにおいて、保育園でのこういう園だよという情報を発信する。

あとは、村のホームページで求人情報を出しているということなのですが、割と若い方は求人サイトを検索するという方もすごく多いですので、求人サイトの方にも案内を掲載するですとか、あとは就職に関する説明会、保育園見学を実施するという方法も考えられるかと思えます。

コロナ禍で難しい状況ではありますが、実際、ウェブ説明会で、体験説明会を行ったりとか、あとはZoomなどを通じて、在園の保育士さんとの交流であったり、個別相談を実施している保育園、あとは、インターネット上で、その園の様子などをご紹介したりという施設もかなり増えてきておりますので、そういったところの取り組みも考えられるのではないかと思います。

ハローワークでなかなか求人の表を出しても応募がないということもよく聞くので、ハローワークの部門の担当者の方にいろいろ聞いたのですが、やっぱり窓口に来ていただいて、こういう情報を出した方がいいよというふうにアドバイスしていただける面がすごくあったんですね。

電話で少し聞いただけなのですが、文言をこういうことを書いた方がいいよとか、例えば、うちの場合は、会計年度任用職員ですが、住宅手当とかの手当の部分はございませんけれども、民間賃貸住宅助成事業というのがあります。

そういったものをきちんと特記事項に記載するなどの工夫をすれば、もう少しほかの自治体から、大体検索するとほかの自治体の保育園も一緒に見て皆さん探されるので、そこでやっぱり違いを出すというところも必要なのかなと思えますので、やはり求人票を見て、この中札内村は魅力的だなと思っていただけるような求人案内を出すということも検討をしていくべきかなと考えます。

もう一つ、地域おこし協力隊の活用というのを考えてみてはどうかと思います。

十勝管内の自治体では、地域おこし協力隊を活用して、保育士並びに補助員として、道外3名の応募採用実績のある自治体があるのですね。

役割としては、普通保育にプラスアルファの部分で、保育の充実や保育現場での環境づくりに寄与していただくということで、また、食育事業など保育園事業として農家さんや地域の方々と協力してやる事業などもありますので、そういったところの調整役を担っていただいたり、地域の行事などにも積極的に活用していただいて、地域おこし協力隊として活躍していただくというふうにされているということです。

私自身、東大阪市に住んでいまして、そこで子どもを出産して、1歳2歳児はそこで育てた経験がありまして、保育園や幼稚園などの施設はもちろん街中ですので、住宅街にあって、公園はすごい近くにはございませんでした。

自然があるところとなると、やっぱり郊外に出なければいけないので、車などで移動しかなり時間がかかるような、そういったところに住んでおりました。

保育園児が散歩する光景も何度も目にしていますけれども、やっぱり大きな道路を超えたり、商店街とか住宅街を抜けて散歩しているような様子を何度も目にしておりますけれども、本村で保育園児さんたちが歩いているのを見たりすると、本当に緑豊かな中で、近くの公園に遊びに行ったりしている。

そこでおにぎり保育なんかでご飯を食べたりしているというような状況を見てみると、かなりなにか印象が違うなというふうに、移住してきたときに感じたのですよね。

地域おこし協力隊員というのは、都市部からの応募ということになりますので、同じように、都会で保育士を目指されている方で、例えば、こういった自然豊かな環境で保育を受けられるよとか、子どもたちと一緒に楽しめるよというそういう良さをわかってくれるという部分もあるかなと思いますので、そういった面からも、地域おこし協力隊の活用については考えてはどうかと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 保育士の採用方法に関するご提案、種々いただきました。

本当におほずかしい話、大変感心しながら聞かせていただきました。

まさに本当に現場に足を入れて、しっかり現状を把握されて、課題をご提言いただいたことに、この場で申し上げるのはなんですけど、大変感謝したいなというふうに思っております。

まだまだ中札内村の保育環境であったり、どのような保育をしているのかという情報発信については、できることいっぱいあるなというふうに思いましたし、そういった意味で、今いただいたご提案、これはもう現場の方とも相談しながら、どういうことができるのか。

できるところから、すぐにでもできるようなこともたくさんありましたので、着手してまいりたいなというふうに考えております。

あと、地域おこし協力隊のこと、最後お話ありました。

当初、地域おこし協力隊をいわゆる保育スタッフとして採用するということは、最初話聞いたときはどうなのかなって実は正直思ったのですけれども、地方でする子育てってどういうものかという、その働き甲斐みたいなものを味わっていただくという面では、地域おこし協力隊の趣旨にはすごく合うのかなという。

よくあるのが、人手が足りないから地域おこし協力隊をマンパワーとして充てるということがよくあるので、僕はそういった地域おこし協力隊の使い方は、ちょっと実は賛成できない面があって、ただ、今、木村議員がおっしゃられたような、地域の暮らしで地域の子

育てを知ってもらおうという視点であれば、そごく意義があるなというふうに考えました。

もしからしたら、わが村に来ていただいて、地域おこし協力隊として子育て支援にかかわることで、また何か新しい視点を若者たち、村外、道外の方々に与えることもできるのかなというふうに思って、なるほどというふうに聞いておりましたので、それについても、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。

ただ、ご案内のとおり、中札内村については過疎の指定を受けておりませんので、どうしてもほかの町村のように、どこからでも地域おこし協力隊を集めるということができませんので、ちょっとハードルは高いですけれども、今のような視点で、ちょっと呼び掛けてみる、チャレンジしてみるということはそごく意義があるなというふうに思いますので、非常に前向きに取り組ませていただきたいなというふうに考えている次第であります。

**○議長（中井康雄君）** 1 番木村議員。

**○1 番（木村優子君）** 前向きなご答弁いただきました。ぜひ、ご検討いただければと思います。

また、保育士の確保について、次に、給与、手当等の処遇の改善について、お尋ねします。

国は令和4年2月から9月までの期間で、教育保育現場で働く方々の収入について、月額3%程度のベースアップの方針を出しまして、必要な経費、費用を補助するという通知が出ております。

十勝管内でも、帯広市などは令和3年2月、3月分を3月補正で対応するという一方で、保育士の正職員と会計年度職員の給与体系の見直しも含め、今取り組みを進めているということでした。

本村では、なかなか取組む予定がないというか、ちょっと難しいというお話を聞いております。

その理由としては、同じ職員の方で、職種によって給与が違うということで、不公平感があるとか、いろんな理由があるということだったのですけれども、保育士さんは、いわゆる現在の日本を支える子育て世帯と、未来を担う子どもたちにとってはなかなかなくてはならない存在でして、特にコロナ禍では、負担が増え続けている医療関係者などのエッセンシャルワーカーさんたちが働く上でも、かなり保育園とか保育士さんたちの役割というのは重要だと思いますので、一部の職員、会計年度職員の給与引き上げ等や手当等の支給については、不公平だという声も理解はできるのですけれども、例えば、一定期間、部分的にでも処遇が改善されることで、保育士の数が増えて、ひっ迫している現場の環境が良くなって、住民への福祉サービスが増進されるということで理解を得ることも可能なのではないかなというふうに考えますが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** もともと国からそういう通達があり、そういった嵩上げをすること自体が示されたわけです。

僕もそれ見たときに、その中に、民間ではなく地方公共団体の職員も一緒にという件があって、どうしてもピンと来なかったと言ったら変ですけど、給与体系上、それがなぜできるのだというのがどうしても納得がいきませんでした。

これは個人的な見解ですけど。

どうしても地方公務員の給与は、国が示した行政職の中の給与表ですべて統一されていますから、それを適用しないとすれば、例えば、お医者さんを雇用したときに、医療職の給与表を使うとか。

もともと給与表から変わっているその一部分だけを、保育士とかそういった職種に限定して嵩上げをするというのは、実際、これ本当にやっていい、やっていいというのだからやっていいのでしょうか、それってどうなのだろうって。

それを言い出したら、そのときに必要な職種としたらそういう嵩上げ措置、みんなするのですかと。

それを考えたときに、これを単純に言われたから、はいはいやりますということにはちょっとならないなというふうに思いましたし、そこの部分についての検討については、基本的に、最終的な詰めはやりませんでした。

これは十勝管内の町村の副町村長の会議出たときも、これはほとんどの首長が同意見でした。

ただ、やるというところもあるかもしれません。それはわかりませんが。

ただ、会計年度任用職員については、それぞれ給与表をもとに月額賃金等、今、報酬とかという名称になっていますけど、を決めていますから、一考の余地はあるかなというふうには思いました。

ただ、これは、これについてももともとある給与表をもとに、そこの何級何号俸の金額を使って初任給とするだとか、その後の昇給もすべてオーケーという形で、会計年度任用職員の制度自体を、うち、作りましたし、ほかの町村もそうですけど、結果的にほかの町村との格差も調べてみないことには、その指示を受けて、その分だけを嵩上げするというのはちょっとまずいなというふうに思ったところです。

ですから、会計年度任用職員の部分については、検討をする必要はあるかなと思いますけれど、管内町村の会計年度任用職員のその給与状況も調べた中で、ちょっとやらなければならぬかなというの思っているところです。

全く検討しないというわけではないですけど。

ただ、正職員については、別な給与表をつくりましたというのだったらそれはわかりますが、そうでない限り、その部分だけを嵩上げすることについては、そこまでの検討はしなかったです。

**○議長（中井康雄君）** 1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** わかりました。

資格とか能力給というのは、基本、中札内村では出していないということでしたので、なかなか難しいのかなと思うのですが、今、副村長がおっしゃったように、なるべく会計年度任用職員の方の給与体系であるとか、その辺、少し検討していただいて、一番やっぱり、求人する際に比べるところをやっぱり給与額だと思いますので、そこが反映されているということになれば、また村を選んでいただけるという理由にもなりますので、少し検討していただければと思います。

あとは、保育補助のさらなる活用ということで、保育士さんをなかなか採用するのは難しいというお話もあったのですが、保育資格を持っていない保育補助さんをもっとうまく活用できないかということも考えるところでございます。

コロナ禍でやっぱり消毒作業など、保育園での仕事量がかなり増えておりまして、業務内容を精査して、保育園での保育士の業務負担を軽減し、保育士さんの業務を保育の方に専念できるような環境づくりというのをも考えてはどうかと思っております。

先ほど、求人の方の工夫について例を挙げましたが、取組むにはやはりそれなりのマンパワーと時間が必要だということで、それを全部保育士さんが担う、もしくは職員の方が担うとなると大変ですので、そういった部分は、保育士ではなく保育業務の補助をして

いただいている方を、例えば、スクールサポートスタッフさんですね、小学校とか中学校でそういった仕事を専門にやっていたらいいようなスタッフさんを保育園でも導入するというような考え方も持てるかなとは思いますが、その辺りについてはいかがお考えでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** 保育士が保育の業務に専念できる方法はどうかというところのご質問ですけれども、現在も保育補助さんが入っていらっしゃるんですけどか、あと、公務補佐のような役割の方もいらっしゃるしまして、ある程度業務は分けてはいるかというふうには思います。

ただ、本当に消毒作業ですとか、もうちょっと見直せる業務もあるのではないかというふうにも思いますので、持ち帰って、業務の中で工夫できることや、もし必要な職員があれば、またそれを検討していくというようなことを現場で進めていきたいなというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** よろしくお願ひします。

保育士確保について、現在、今保育士の資格を持たれている方という方たちを、なかなか雇用するのはどこの自治体も苦勞されているということなので、今いる保育士さんにつながるよう保育士を育成するような助成を村で考えられないのかということも検討してはどうかと思ひます。

例えば、就学支援金制度みたいな形ですね。

北海道が進める保育士確保対策事業については、北海道社会福祉協議会が実施主体となっておりますので、保育士就学資金貸付制度というのを設けています。

道内の保育士を要請する学校、その他施設に在学する学生に対して、就学資金の貸し付けを行うという制度として、道内の従事施設等で児童の保護等に従事かつ5年間従事したときには、貸付の返還が免除されるという奨学金制度なのですけれども、この制度は、やっぱり貸付対象者が家庭の経済状況、例えば、住民税非課税の世帯であるとか、あとは生活保護を受けているような家庭のお子さんが、例えば、そういった養成校に進学するときには使えるという奨学金制度です。

ここの部分で、例えばですけれども、村の出身者で学校等養成施設に進学する場合に、そういった就学資金貸付を行って、卒業後、村の保育園で、例えば、3年から5年ですかね、働いた場合に、返済は免除するなどの村独自の奨学金制度みたいなのを創設することはできないかというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 貴重なご意見だというふうに思ひます。

この発想、保育士ではないですけど、例えば、介護職だとかそういったケースで、そういう奨学資金をつくって、何とか採用にこぎつきたいだとか、そういう動きもありますから。

そういった中で、保育士の部分についても、そういったことも検討する価値はあるのかなというふうに思ひました。

ただ、今すぐにその制度をつくって募集をしてっていうことはいいかどうかは、うちの正職員であれば町村会の合同での採用試験でやっていますから、その応募条件もちょっと見ながらというふうには思ひます。

ということは、町村会自体もそういう単純に来てください、何人募集しますよでは、来ていただけないということも非常にわかっていて、そのために合同の就職のための説明会

も2日間に渡ってやったりだとか、それは保育職だけではないですけど。

それで、うちもそういったところにブースを出して、うちの村をPRしながら、うちの保育園で働きませんかという具合にアピールをしてくれています。

そういった動向もちょっと見ながら、ちょっと検討してみる価値はあるかなというふう  
に、ちょっと思いました。

当然、大学ですとか専門学校、そういったところには応募案内出していますから、ご意見にもあった高校の段階からもというお話もありましたから、そんな中で、そういう制度もありますよということもPRできたら、応募、うちを選択してくれる一つの選択肢としては出てきたりはするかなというふうに思ったところです。

今すぐにその制度をとるわけには、ちょっとこの場で返答はできませんけれども、ちょっと検討してみる価値はあるかなというふうに思ったところであります。

**○議長（中井康雄君）** 1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** 前向きなご答弁いただきありがとうございます。

どこもやはり保育士確保、もしくは、保育園で働ける、例えば、調理師さんですとか、保育補助の確保にも割と苦勞しているというふう聞いておりますので、できればいろんな方法を使って、村で働いてみたいと思っただけのような魅力的な求人について努力をしていただければと思います。

ほかにもいろいろ、各自自治体では、例えば、今提案しました村独自の奨学金制度という  
ような形で奨学金制度設けているところもありますし、あとは、日本育英会ですとか、ほかの奨学金制度を使った方に、自分の自治体で働いてくれば、その返済金額の一部を免除しますというような対策を取られている自治体も結構増えているというふう聞いて  
おりますので、そのような部分も検討の一部にさせていただければなと思います。

国では、保育の担い手となる保育人材を確保するために、処遇改善とか新規の資格取得、  
あとは就職継続、離職者の再就職といったような総合的な対策を打ち出しております、  
市区町村を対象としたメニューもたくさんあります。

なので、そのような支援策をうまく活用しながら、本村においては、待機児童ゼロを目指  
して、子育て支援策を充実させていただきたいというふうに思っておりますけれども、今  
一度、村長の今後の待機児童解消の取組みに対する考えをお聞かせください。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 待機児童解消の全体に関する見解ということまでのご質問をいただき  
ました。

お子さんを預けて働きに出なければいけないような、そうしなければ生活に窮するよう  
な方は、何とかそういったお困りの方については、何とか解消したいなというふうに思  
います。

それは待機児童ゼロというのとはちょっと私の考えは少し主旨を異にしているわけでは  
ありませんけれども、そういった面で、先ほど副村長が申し上げましたとおり、中札内村の  
きらきら保育園に子どもを通わせている保護者の半数近くは村外に勤務されております。

ということであれば、どうしても中札内きらきら保育園に預けられないのであれば、ほ  
かの自治体の、先ほど申し上げましたとおり、認可外保育所に預けたその経済的負担を軽  
減できるのではないかと。

そういったことも一つの案ですし、行政としては本当に、私個人としては、お子さんとの  
時間はできる限り大切にしてほしいなというの、これは個人的な考えです。

だけど、したくても子どもを預けないと生きていけないという方は、これはやっぱり全

力で支えなければいけない。

そのためにできることは、これからも、先ほど木村議員からいろいろなご意見、ご提案いただきましたので、できることをしっかり全力で考え抜いて着手していきたいというふうに思います。

そういった面で、本当に、例えば、長期的に子ども自体の数はやっぱり減っていくということは、これは日本全体としてそういう流れになっていますので、やはり持続的な視点、長期的な視点に立った中で、子育て世帯の方々をどうサポートしていくのか。

サポートしていくというのは、経済的にできるだけ困らないように、文化的な健康的な暮らしができるようなサポートを全力で考えてまいりたいなというふうに思います。

その方向性としては、木村議員と全く同じです。

できることはしっかり検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

**○議長（中井康雄君）** 1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** 村長からも前向きなご意見、ご答弁いただきましたので、今後の保育園における待機児童解消や子育て支援の取組みに注視しながら、私もまた勉強して、福祉、子育て世帯の方に対する福祉に関して、これからも増進できるように私も努力したいと思っておりますので、これをもって一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** では、これですべての一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日12日と13日の2日間は休会とし、14日午前10時から本会議を再開したいと思っております。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、明日12日と13日の2日間は休会とし、14日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時35分